

## 論 説

## 自由民権派の対外観

— 国権論とアジア観を中心にして —

田 村 安 興

## 目 次

## 序

1. 自由民権派の民権論と国権論
2. 征韓論争と民権派
3. 無上政法論と板垣・植木
4. 壬午・甲申事変と植木の論説
5. 民権派と独立党
6. 富国強兵論と対外論
7. 中江兆民の対外観
8. 馬場辰猪の対外観
9. 福沢諭吉の国権論
10. 玄洋社の対外観
11. 幸徳秋水の対外観

## 結

## 序

明治初期、征韓論争期の政治対立を如何に評価するかについて従来2つの説があった。遠山茂樹氏のように、政府対反政府、即ち藩閥政府対旧封建勢力・自由民権派・下層士族勢力の対立という見解、<sup>1)</sup> これに対して坂野潤治氏は官と民の2分法を批判し、大久保・大隈派、木戸・井上派、板垣・民権派、西郷・征韓派、島津・旧領主派の5派「いずれにも政権掌握もしくは分有の一定の可

能性があったものと想定する」<sup>2)</sup> という見解がある。征韓論争は内治派の勝利に終わったが、藩閥政府内における大久保・大隈派と木戸・井上派には民権派との提携をめぐる争点があり、この政府部内の対立を軸に、西南戦争の処理、秩禄処分、朝鮮事件への対応が行われたことを明らかにした。

はたして征韓論の対立は国家経済の観点が最優先にされた内治と、不平族が望む外征の対立が本質的な問題であったのか。征韓論争における内治と外征の論点は、権力闘争のための建前ではなかったのか。また、民権派にとって、民権論は本質的なものか虚構であったのか。民権論については詳論されてきたが、彼らの国権論はその後の日本の外交上いかなる役割を果たしたのか、また明治外交史の上でいかに評価するか、それらの点において従来必ずしも十分な論議が行われてこなかった。むしろ闇の部分として看過されてきたのではなかろうか。そのことを明らかにする糸口として、本稿は自由民権派の中でも運動を理論的にリードしてきた土佐派の諸説を中心にその民権論と国権論を検討し、民権派によるイデオロギーとしての国権論の役割、ならびに彼らの対外観を明らかにする。

民権派の民主主義要求の背後には彼らの政略と藩閥勢力との権力闘争があったとしても、それが多数の国民の支持を得た事は彼等の思想が人類の進歩と発達に合致した主張であった事を意味する。ただし、彼らの思想は民権と同時に国権が大きな柱であり、その国権論は日本の不平等条約を解消することのみならず西洋と対等の強力な近代国家とすることが目標であって、後に帝国主義的イデオロギーへ容易に転化し得るものであった。<sup>3)</sup>

#### 注)

- 1) 遠山茂樹「征韓論・自由民権論・封建論」『歴史学研究』143. 145号 1950年1月、5月
- 2) 坂野潤治「征韓論争後の『内地派』と『外征派』」『年報・近代日本研究3』山川出版 1981年10月 246頁
- 3) 丸山真男は「自由民権運動のイデオロギーにおいて、いわゆる国権論的契機が終始大きな底流をなしていたことは、世界史的に日本の置かれた諸条件を正しく反映していることの証左である。むしろまさにその同じ条件が、日本の民権論における

正常なナショナリズムの要素の順調な発展を著しく困難ならしめ、その種々の形態における歪曲、変質を生み、遂には単なる国権論のなかに埋没させる結果となったことも否定できない。いずれにせよ、民権論はその近代ナショナリズムとしての側面によってはじめて日本の土壌の上に根を下ろしえたのである」民権論のナショナリズムの論理は維新初期のナショナリズムと異なるところはない、むしろ「その直接の継承である。」と述べているが、丸山は自由民権運動の国権論を玄洋社にのみ求めている点において説得力を欠く。『丸山真男講義録第2冊』東大出版会1999年5月 51頁

## 1. 自由民権派の民権論と国権論

明治期の日本外交最大の課題は条約改正問題であり外務省は不平等条約を締結した各国とは現地大使を通じて常に交渉を行ってきた。<sup>1)</sup>

国権の挽回は日本の西洋に対する切実な要求であったがその裏返しとして、弱小国への国権の侵害の自由は日本に与えられるべきであるという考えは日本の為政者に共通する思想であった。井上馨は朝鮮漢城から松方正義大蔵大臣宛に次のような書簡を送った。「朝鮮人之国権々々ト云う気取ト、横着心、疑惑深キト、道理之不明瞭ニハ、殊にニ困脚仕候」<sup>2)</sup>

民権は明治初年の支配者にとって国体を危うくする危険思想であり、若い皇族などが軽々に西洋に留学することさえ、彼らが民権思想に被れて帰国する事を恐れ、天皇の御前であってもこれを反対した。<sup>3)</sup> ただし、海外で民主主義思想を学んだ留学生は一旦帰国すれば強烈なナショナリストとなる事が多かった。海外に留学した民権派の思想家・活動家も同様であった。自由民権派による、自由民権・民権自由は日本の国内のスローガンであり、支配層の思想と同様に、弱小国の民権に対する配慮はなく、むしろ明治初期における国内の国権思想をリードした。西洋諸国に対する不平等条約問題を抱えた日本は国権に対する弱点をもっていたが故に、自国の国権の擁護と同時にアジアへの国権拡張の動機をもっていた。政府の外交に批判的な勢力は不平等条約解消から進んで国権拡張を唱えた。アジアへの覇権の拡大は征韓論以降の反政府派の一貫した主張でもあった。

彼等の民権思想を善とし国権を悪として分離させて評価する事は出来ない。日本の国権論を支えたイデオロギーは忠君思想に支えられた国権論であった。忠君思想はナショナリズム（愛国思想）によって補強、強化され、帝国主義・大国主義へと転化した。日本のナショナリズムのキーワードは国権であった。石田雄は「近代日本の政治構造を考える場合1870年代の終わり頃あるいは1880年代のはじめ頃までの時期、つまり天皇制国家体制が確立されるまでの時期と、それ以前とは、かなりはっきりした形で区別されなければならない」とし、『『忠君』と『愛国』との奇妙な癒着としての天皇制イデオロギーは、教育勅語以後日露戦争に至る間において二つの点からその二要素の中後者により多くの比重をおくこととなった』<sup>4)</sup>と述べているが、すでに1870年代において愛国思想は朝鮮半島の情勢を通じて日本のナショナリズムとして醸成され、ナショナリズムに裏付けられた忠君・愛国思想としての天皇制イデオロギーは確立していた。その先導は福沢ら開化派の知識人と民権派政治家であった。

ただし、自由民権運動における自由民権の意味は、人民に国政への参加権という要求であるが、民権派のいう人民とは何か、その人民と天皇の関係、民権と国権、等について自由民権派がどのような認識を持っており、またどのような相違があるのか等については、必ずしも一致した認識が得られていない。それはどの民権派の主張に依拠するかによってそれぞれの見解が微妙な相違を持っている事にその要因があり、他方では自由民権運動を今日の政治観から評価する事にも依っている。また明治期の政治をどの政治勢力に座標軸を置いて見るかによっても認識が異なってしまうを得ない。

後進帝国主義の運命、しかもアジアの中で唯一植民地にならなかったという幸運、自国の後進性と貧困、西欧との不平等条約と民族差別等々が日本をして隣国への過酷なそして徹底した植民地支配を行わしめた。隣国は西洋化せず、後進的、封建的であったが故に目下の後進国への侵略に「近代化」を名目として合理化する論理を与えた。

隣国の憲政上における後進性、封建制は民権派にとって侵略の合理的な論拠となった。アジアの解放、近代化、西洋化は国権論と侵略にとって極めて好都合な名目であった。日本の教育勅語、神社政策などは忠君、愛国のイデオロギー

を育てるための装置であったが、これを支えるより強力なイデオロギーは国権の強化であった。それは民権派によってこそ補完できたイデオロギーであった。自由民権運動は政府や軍部より先に日本の国権論、帝国主義思想をリードしたのではないか。玄洋社の主張はなおはっきりしている。

民権派成立前の明治維新直後から、自由は時代の流行語となった。自由の語をさかのぼると『後漢書』（閩皇后紀）において「吾兄弟権要，威幅自由」、『後漢書』（五行志）には「小兒百事自由」とある。また白居易は『苦熱誌』において「始慙當此日得作自由身」とある。これは自分の欲するまま、気ままという意味の外に、他の束縛を受けないという意味が含まれており、今日の自由の意味と変わるところはない。アジアではリパティの概念がなかったという研究者がいるが、それはアジアの思想への偏見である。東アジア各国では権利としての自由が一般に認識されていたわけではない。自由が盛んに使われるようになったのは辛亥革命以降であり、民国時代に入って湖南省に自由県の名称の行政区が設置された。日本では文献上、英語の Liberty, Freedom を自由と訳したのは天保年間において蘭学者、杉田成卿であると言われている。<sup>51</sup> 中村敬太郎は明治4年、John Stuart Mill “Liberty”（1870年）を『自由の理』として翻訳した。民権の語は古代中国の文字ではなく、和語である。中国で「民権主義」の語が使われたのは辛亥革命以降、孫文が提唱した三民主義（民族・民権・民生）からであり、民国時代には湖南省に民権県が設置された。韓国では日清戦争後、日本の自由民権運動の思想が移入され、民権がスローガンとなった。日本において「民権」の語が最初に使われたのは、江村によれば慶応四年、津田真道著『泰西国法論』である。「自由民権」の語は明治以後、運動の中で使われる様になった。最初は「民権自由」が使用されたがのち自由民権に変わった。

国権の語は『史記』（淮南衛山傳）において「檀国権侵奪民田宅」、また『漢書』（五行志）において「襄公時天下諸侯之大夫皆執国権」とある。国権とは国家の権力、国家の全権力の意味で古くから使われてきた語である。

日本の自由民権運動における思想は民権・自由だけでなく、民権・自由と並んで国権も自由民権運動の思想であったと言うべきである。然し、日本の自由

民権運動の国権論は、外交失策の挽回という政府批判を含んでいた。これは不平等条約を解消して日本の通商的・経済的・外交的独立をはかるだけではなく、西洋と肩を並べる強国を目指す事、隣国への侵略の自由が含まれていた。他国の国権を無視した自国の国権の貫徹、これが日本の国権論の本質であった。

韓国では、日清戦争後韓国で独立協会が設立され自由民権運動が起こった。<sup>6)</sup> これは国民の手で完全な自主独立国家を樹立する事を目的とした運動であり、壬午・甲申事変は国民の支持がなかったが、広範な国民の支持を得た。自由と民主主義、社会改革思想を基盤とする新聞・雑誌の刊行、講演会・討論会を開催した。外国の内政干渉、利権要求反対、土地租借要求に対抗して自主的国権要求を展開した。独立協会の会員はわずか4000人余りであったが啓蒙・宣伝活動によって多数の国民の支持を得た。独立協会による、韓国版自由民権運動も、国権と民権を掲げた。韓国の自由民権運動における民権と国権の思想は、純粋に自国の自由と他国からの侵略を排除するための思想であり、決して自国が他国を侵略することを含む国権の主張ではなかった。それは韓国がおかれていた政治的立場からすれば当然であった。彼らの要求は、対外的には、国権と国益を擁護する「自主国権運動」とともに、内政においては、自由な財産権、言論・出版・集会・結社の自由と国民参政権運動であった。独立協会は解体されたが、日露戦争後その運動は憲政研究会、大韓自強会、大韓協会、新民会などの結社に引き継がれたが、その多くが日本の攻撃によって解体した。

韓国の自由民権運動における国権論と民権論の融合は、そのまま今日的な尺度における自由と国際性に照らしても進歩と民主主義運動と評価される。しかし、日本の自由民権運動の評価に関して、その野党改革の精神や欧米民主主義理論の移入などの長所の側面はあるが、民権思想のなかに尊皇思想や国権思想が併存する事に短所を見る見解が自由民権運動研究者の考え方であった。<sup>7)</sup>

自由民権運動の国権論や尊皇思想は限界ではなく前提ではなかったのか。自由民権派こそ国権論、そして日本の帝国主義を思想的にも政治的にもリードした集団ではなかったのだろうか。現代の民主主義観の規準を座標にして当時の政治思想を推しはかると歴史の本質を見失う事が多い。

忠君思想は明治初期に注入されたイデオロギーとなり、天皇は国民のニュー

ヒーローであり、敬愛的であった。忠君思想は朝鮮半島に於ける二つの事件を通じて国のナショナリズムを高揚させ、国益を守る格好のスローガンとして、忠君・愛国思想へと昇華した。この2つの思想は切り離されてはおらず一体のものであり、忠君と愛国はナショナリズムの日本的展開であった。

## 注)

- 1) 外務省『日本外交文書』各年次冒頭
- 2) 『松方正義関係文書第六巻』東洋研究所 1985年(昭和60年)240頁 書簡の年月不明
- 3) 加波山事件の直後の明治17年9月、三条、岩倉等は皇族が留学して民権思想に染まることを恐れ留学に反対した。「従一位近衛忠愼京都に旅行せんとし、参内、天機を候す、御座所に謁を賜ふ、又是の日忠愼の孫篤鷹を召して澳地利國留學を命じたまふ、篤鷹夙に歐洲留學の志あり、太政大臣三條實美・右大臣岩倉具視・宮内卿徳大寺實則に就き、其の斡旋を請ふ、實美・具視等思慮未だ定まらざる青年の漫りに海外に留學し、徒らに自由民権の思想に感染し國体を忘るゝの弊を論じて之を止め」  
宮内庁『明治天皇紀第六』吉川弘文館 明治17年9月 291頁
- 4) 石田雄氏は以下のように日本のイデオロギーとしての忠君と愛国の癒着が教育勅語から日露戦争にいたる過程で実現したとするが、すでにこのイデオロギーは1970年代の朝鮮半島をめぐる情勢の中で日本の支配的なイデオロギーとなっていることは明白である。「近代日本の政治構造を考える場合1870年代の終わり頃あるいは1880年代のはじめ頃までの時機、つまり天皇制国家体制が確立されるまでの時機と、それ以前とは、かなりはっきりした形で区別されなければならない。…『忠君』と『愛国』との奇妙な癒着としての天皇制イデオロギーは、教育勅語以後日露戦争に至る間において二つの点からその二要素の中後者により多くの比重をおくこととなった。すなわち、その一つは列強帝国主義の露骨なアジア侵略と、自らもそれに伍して開始した日清、日露と相つぐ対外戦争のために、国家理性の圧力が極めて大きかったことであり、他の一つはこの時期における、いわゆる『産業資本の確立』である。しかもこの両者が密接に関連していることはいうまでもない」石田雄『近代日本政治構造の研究』未来社1956年6.9頁
- 5) 松尾章一『自由民権思想の研究』、江村栄一『自由民権と明治憲法』吉川弘文館 9頁 1995年5月
- 6) 『韓国の歴史 国定韓国高等学校教科書』明石書房 2000年4月 346頁～350頁
- 7) 「藩閥政治に反抗する民権派志士の在野精神」を長所とし、限界は「明治維新を尊王と民権の達成とみる」「民権と切れ離されておらぬとはいえ、國権意識と皇室

尊崇思想が強く全面に出ている」遠山茂樹『自由党史解説』432頁

## 2. 征韓論争と民権派

自由民権運動の政治的端緒は征韓論争であった。明治維新後の政権内部には、武断派と穏健派、対外侵略派と内政派の対立があった。この対立の本質は権力闘争であり、建前は、腐敗・汚職批判であった。板垣と西郷は征韓論を画策し、これに破れたが、維新直後から政府中枢には朝鮮侵略論があった。

明治元年（1868年）朝廷が国書を韓国の朝廷に派遣し天皇の名において維新の要求をしたが、当然韓国は修好の礼をなしていないとしてこれを退け、さらに、韓国は対馬藩の廃止を要求し、日本の太政官、外務卿設置要求を退けた。明治6年（1873年）東萊、釜山の官吏が侮辱したとして日本官吏退去を命じた。板垣は英、仏が居留民保護のために日本に兵を駐留させた例にならない居留民保護の名目で派兵し、西郷を全権大使として派遣する事を主張した。当時の政府には、韓国以外にも、琉球人が台湾人に虐殺されたことを機に征台を行おうとする主張や、樺太の漁民がロシア兵に銃殺されたことを機にロシアとの国際問題化しよとする主張があった。特に朝鮮問題に関して、西郷・板垣らが主張する、朝鮮への使節派遣、開戦への道は、政府指導部は時期尚早として、使節の派遣案を否決した。

明治6年、岩倉が天皇に述べた上申書には幕府が諸外国と締結した不平等条約によって、日本の国権が侵害されたがこれを新政府は復する必要があると述べている。

「臣具視謹テ天皇陛下ニ白ス抑各国締交ノ始メ幕府衰弛ノ時ニ際シ條約対等ノ例ヲ得ス国権ヲ奪ハレ国威ヲ失又ルヲ以テ人心乖戾シ国政整ハス或ハ金甌一缺アラン事ヲ恐ル是ヲ以海内一致同心協力国権ヲ復シ国基ヲ固クシ保安ノ道ヲ尽サントス此レ先帝ノ遺言ニシテ陛下モ亦神明ニ誓セ期シ玉フ所ノ聖旨ナリ故ニ大政維新ノ初ヨリ忠藩義国ノ士及草莽ノ輩ニ至ルマテ国事ニ死スルモノ其数幾千ナルヲ知ラス竟ニ今日ノ鴻業ヲ致スヲ得タリ」<sup>1)</sup>

続いて岩倉は征韓論論争に関して次のように上申した。「朝鮮国我ト隣好ヲ修スル茲ニ数百年彼レ非難ヲ我ニ加フルハ我安ソ受テ而止ムヘケン且遣使ノ議已ニ略ホ定ル臣亦之ヲ然リトス然レトモ之ヲ発遣スルニ至テハ之カ緩急順序ヲ審ニセスンハアルヘカラス何シナレハ彼レ味頑固結若シ礼ヲ我レノ朝使ニ加ヘサレハ我乃之ニ応スルノ処置ナクンハ是我カ国権ヲ損スルナリ而シテ彼已ニ端緒ヲ蹙ス故ニ使ヲ発スルノ日乃戦ヲ決スルノ日ナリ是即軍国ノ大事宜ク熟ク慮リ深ク謀ラスンハアルヘカラス」<sup>2)</sup>

朝鮮国に対して使者を送り、本の日本の国権が損なわれれば両国関係は決定的になり、開戦しかなくなることを憂慮した。この時期における日本の国権の侵害とは、外交文書において天皇、皇室という語を朝鮮が容認しないという事であった。道教思想における天皇の語は一国の王であるにとどまらず、天皇・地皇・人皇という、宇宙の三皇の一人、絶対的な支配者を意味することを当時の日本人は認識していたであろうか。それを認識していたとしても、天皇という新しいリーダーを担いだ日本の指導部は天皇の語を隣国に容認させることは必然であった。言語上の問題に端を発し、両国指導部のメンツの保持が隣国関係を決定的なものとした。明治元年1月各国公使に対して政府は王政復古の旨を連絡した。同じ漢字文化圏の東アジアでは国書が外交問題に発展した。朝鮮に対しては対馬の宗氏を通じて日本の国書を送った。これには「政権一帰皇室」「以表朝廷誠意」の文字があったが、「皇」「朝廷」は従来清国が属国に対して使用した文字であり、清国以外にこの文字をいれた国書を受け取っていなかったので朝鮮は受理しなかったのは当然であった。また従来日本と朝鮮の文書では宗氏が使用した印章を今回は使用しなかった。宗氏通じて不受理の理由の釈明を何度も求めたが、両国の関係において前例がない事項に対して、韓国は国書の受理を強硬に拒否した。朝鮮は日本から国書を受ける前後の時期においてアメリカ・フランス艦隊の開国要求を拒否して、鎖国主義を明確にし、日本からの国書にも厳しい対応を行った<sup>3)</sup>。

『自由党史』には外交、対外観に関する叙述は多くないが、征韓論に関して次のように書いている。「征韓論は実に西郷、板垣の提起する所に係る」『自由党史』59頁 維新後数年をたたず政権中枢の官僚は腐敗、墮落し、陸海軍人の

中にも腐敗が充満していた。板垣、西郷の影響下の軍にはその危機感があった。西郷が隠遁したいと言うと「板垣切に其不可なるを説き、曰く、今日の腐敗、墮落を一掃するの責任は我徒これを負はざる可からず。志士の身命を擲ちし所以のもの、あに今日あるを予期せんや。彼等はただ斯国を隆昌ならしめ、斯民を幸福ならしめんが為に、喜んで犠牲となれるのみ」朝鮮に関する紛争に日本が本格的に介入し、朝鮮への派兵を行うことは腐敗、墮落を一掃する好機であるとともにも政権中枢の官僚を追放するための好機であった。「朝鮮事件の起こるや、二人以為らく、時機失うべからず、蓋し今日の腐敗、墮落は、維新の戦猶未だ足らざるものなり。故にこの機を利用して再び国難を醸し、国民をして真面目ならしむることを要す。斯の如くんば庶幾くは士気を一振するを得んと。遂に同士と共に征韓の議を提げて起てり」<sup>4)</sup>

日本は欧米諸国と不平等条約を締結し、経済的・外交的には欧米の植民地状態にあったが、東アジアのすぐ隣には鎖国状態にある末期的な弱小国があり、しかも欧米諸国の支配下にはない。世界資本主義はまさに帝国主義的領土分割が完了しようとするとき、東アジアでいち早く近代化、欧米化を目指しつつあった明治政府にとって東アジアへの侵略思想は脱亜入欧思想とイコールであった。脱亜思想は大アジア主義の第一歩を踏み出す事を意味した。

さらに『自由党史』は征韓論争期の政府分裂について以下のように記している。明治6年10月14日大臣参議会議において岩倉は三事件が重大事件であり「処分の先後を定めざるべからず」<sup>5)</sup>とした。板垣、後藤、江藤は「樺太の事は兵士と人民との衝突のみ、而して露国は締盟国の一たり。故に彼我官憲互に知照して交渉せば、容易に事を收むるを得べし。台湾生番に至っては、政府なく、国家なき野蛮人のみ。なんぞ堂々使節を派するの要あらんや。二者ともに論ずるに足らざるなり。独り朝鮮の事は然らず、直ちにこれ皇威の汚隆、国権の消長に關す」「今日は先ず内政を整理し、而して外征の力を蓄ふべしと」<sup>6)</sup>として西郷を全権として派遣しないことを、岩倉が職を賭して阻止した。その結果、西郷、板垣、後藤、江藤、副島は野に下り、土佐の軍人、片岡健吉、谷重喜も職を辞した。土佐の陸海軍人職を辞する決意を示したが、板垣は留まるよう諭した。「自由党は則ち維新改革の精神をその亡びたるに継紹し、以て皇

権の回復と共に民権の擁護に任じたる」<sup>7)</sup>「寡人専制の弊風倍々馴致」<sup>8)</sup>「寡人専制の政府」「閥族専裁」「其始め三藩の兵を朝廷に獻じ、之によりて中央集権の勢を為し、尋で政府は廢藩置県の如き国家の大事を決するに方りて、先づ之を公儀世論の機関に諮らずして、いわゆる二、三有司の英断によりて之を決したる」<sup>9)</sup>「明治政界における朝党、野党、換言すれば非立憲党、立憲党の二大潮流は、征韓論を其分水嶺と為して、爾来全く其流派を分つに至れり」<sup>10)</sup>となった。

征韓論を主張した武断派を追放し体制を固めた後、明治政府は自らの手で本格的に「征韓」を実施した。日本は明治9年(1876年)日朝修好条規を締結し、77年釜山、80年元山に特別居留地をおいた。「特別」とは日本人以外に土地の租借を許さない。居留地内行政権は日本政府代表が行い、日本の法律を執行する。警察権も日本が有した。西欧諸国が中国で行っていた事よりはるかに主権侵害であった。日本企業は輸入関税を免除され穀物など商品、朝鮮通貨を大量にもちだし、投機的な違法行為を行ったため朝鮮経済は混乱した。さらに日本は軍事教官を派遣し日本式軍隊を編成した。韓国内の事大党独立党の対立を利用し日本は閔妃一族と連携して政権中枢と関係を深めた。日本が自国で失った植民地貿易の利権をアジアで獲得しようとした。

板垣は江華島事件の報を聞き、「政府はかつて内政を整理した後に外交の方針をとるとしたが、今回は異なる対応をしている。本当に戦う気があればよいが戦意がなければ兇戯に等しい」として次のように述べた。「板垣之を聞いて大に驚き、皇倉三條の邸に到り、謂て曰く、聞くが如くんば、政府は近日軍艦を朝鮮に派して、之を威圧せんとするものゝ如し。如し果して事実なりとせば、政府の行動は矛盾せりと謂はざる可らず。抑も明治六年、予の朝を退くや、政府は実に内政を整理して然る後に外国の事に及ぼすの方針なるを聞けり。然るに今や軍艦を派し、示威運動を為して以て我の要求を聴かずんば、我は戦はず可らず。思ふに政府にして韓国と戦ふの意あらば可なり、然れ共戦意無くして此の兇戯の事を為す恐らくは累を国家に及ぼさん。」「薩人は一意事を海外に起さんと欲す」<sup>11)</sup>

## 注)

- 1) 外務省『日本外交文書』追補「岩倉具視関係文書」73頁
- 2) 外務省 同上書 73頁
- 3) 日本の幕末以降日韓関係はいくつかに時期区分できる。第1は慶応2年大院君が西教撲滅、鎖国主義を宣言するまでの時代、第2は明治8年日本の雲揚号による挑発と江華島条約により日本の権益が強まった時期、第3に明治15年壬午・甲申事変までの時期、第4に日清戦争までの時期、第5に日露戦争から韓国併合までの時期である。第4の時期までの時期区分は元朝鮮領事官 信夫淳平『韓半島』によっている 小田省吾 杉本正介『朝鮮史大系4』原書房 1927年(昭和2年)98頁
- 4) 『自由党史上』 岩波書店 59頁、60頁
- 5) 同上書72頁
- 6) 同上書72頁
- 7) 同上書84頁
- 8) 同上書80頁
- 9) 同上書83頁
- 10) 同上書79頁
- 11) 同上書183頁

## 3. 無上政法論と板垣・植木

征韓論を巡る権力闘争に敗れた板垣が民権論をイデオロギー的武器として反政府闘争を合法的に行おうとしたことは以下の『玄洋社史』にも記されている。「征韓論に破れたる板垣は深く政府の擅恣を憎みたるも、兵力を以て藩閥内閣を倒さんとするもの、みな失敗に帰するを見、言論を以て政府転覆の利器となさんと欲し、遂に英国のベンザム、ブルンチエリ等の民権自由説を移して有司専政の弊を説く所あり、天下之を喜び、民論大に張る」<sup>1)</sup> 玄洋社は反土佐派でも、親土佐派でもなく、客観的に評価可能な立場であっただけに、板垣らが民権論を導入したことが極めて政治的・戦略的な意味を持っていたことを記している。しかし、板垣らの意図が政治的方便として西洋民主論(特にドイツ帝政と帝国主義)の移入であつたとしても、彼等の主張は大衆の幅広い支持を得た運動であつた。

板垣は自由党の理念に関して以下のように述べた。「自由党の主義は国家觀念によりて調節せられたる個人自由の主義即是なり」<sup>2)</sup>「蓋し国家觀念によりて調節せられたる個人自由の主義は、かの個人主義、国家主義、社会主義等々の各々其極端に偏すると同じからずして高等個人主義のを以て呼ばんと欲す」<sup>3)</sup>

しかし、ここで言う板垣の民権論は西洋民主論（特にドイツ帝政）そのものではなく、儒学を理念とする政治論であり、むしろ儒教的理念に西洋民主論と帝国主義の仮面を被せたものであった。「我党は仁を求めて仁を得たり、又何ぞ怨みん。之を要するに、維新の精神は、憲政の樹立によりて成就せられ、日清、日露の戦捷も亦、憲政の樹立に負ふ所極めて大なるの事実を否定すべからず。今日以後、さらに大に国民的自覚を喚起し、挙国一致、以て内は国民生活の安固を図ると共に外は雄を世界に争ふの道を講せざる可らず」<sup>4)</sup>

また、その政治理論は日本の国権拡張、則ちアジアへの帝国主義的進出を基礎とした民主主義論であったが、初期における彼等の国際政治論は現実から遊離した空想的民主主義論であった。板垣は『無上政法論』（板垣口述 植木筆記）において国連のような組織を展望した。アジア諸国は欧州各国に侵略されている国が少なくないが、アジアが連合すべきではない。国際裁判所も不可であり「十分に欧州の大勢を防御し得る事を保証し難い、万国共議政府を設置し、宇内無上憲法を立定するに在るなり。無上政法は民人が国家を建つるの理より推し及ぼして必ず建てざるを得ざるなり。国権を守らんと欲する者に於ても必ず建てざるを得ざるなり」無上政法は「其国を解体、国家の兵備を減少若しくは廃止」<sup>5)</sup>すると述べた。

植木は板垣の説を解説しつつ自説を展開した。植木枝盛は『板垣政法論』において、憲法と外患に備へた後に国権は安全だと述べた。「自主ノ元気ナキトキハ則憂内ヨリ起リ、自主ノ元気アリト難モ宇内ノ憲法ナキトキハ則患外ヨリ来ルベシ。二者俱ニ備ハリテ然後ニ国権安全ナルベキナリ。コレモ亦万国共議政府ヲ設置シ宇内無上憲法ヲ立定スベキ所以ヲ証スルノ一也。…而シテ最モ交社ノ道ヲ広クシテ合同ノ性ヲ尽スコトハ無上政法ヲ設立スルヨリ越エタルハ莫カルベク、最モ国家ヲモ小分シテ独殊ヲ尽サントスルニ於テモ亦我が無上政法ヲ設立スルヲ以テ最モ適宜ノ便路ト為スベシ」<sup>6)</sup>

植木枝盛等の無上政法、無上憲法論は以下のように、1つの哲学を持った思想であり、彼らの歴史観、世界観に裏付けられた思想であった。

「凡ソ組織ノ単純ニシテ構造ノ粗槲ナル者ハ稍疾病災害ニ堪エ易シト難モ、組織ノ複雑ニシテ構造ノ粗緻密ナルモノハ疾病困厄ニ耐エ難キコト天地ノ常理ニシテ、極メテ蠱略輕少ナル禽獸虫魚ノ如キハ縱令少小ノ負傷アリト難モ未ダ大ナル害ヲ見ザルベキモ、人類ノ如キニ至テハ其組織複雑繁密ナルヲ以テ、右ノ禽虫等ナレバ則未ダ大ナル弊害ヲ感ゼザルベキ場合ニ於テモ亦以テ大ナル弊害ヲ覺ユベク、或人ガ衛生ノ上ニ於テ人ヲ戒ムル為メニ發シタル諺ニ人身ハ靈敏ナル時計ノ如シ一塵ノ失調アレバ全身其弊ヲ受クベシト云ヒシ如ク、些細ナル變動ヲ受クルモ亦猶ホ往々ニシテ死ニ至ル等ノ事アルニ同ジク、宇内ノ邦國ニ於テモ古昔文明ノ猶淺ク開化ノ猶薄ク総テ國家ノ事物未ダ爾カク繁雜ニ至レルコトナク社会ノ構造モ亦粗略ナル時代ニ在テハ、縱令少小ノ變動ヲ受クルモ較其弊害ヲ感ズルコト砂ク且ツ之ヲ支持スルコトモ亦自ラ易カルベシト雖モ、世益進テ天下ノ邦國愈其組織ヲ備足シ事物ノ繁雜ヲ極ムルニ及ブトキハ則些細ナル變動侵犯ヲ受クルモ亦自ラ其弊ヲ覺ユルコト多ク且感ジ易ク、又其死生存亡ノ變動ヲ支持スルニ於テハ組織ノ單純ナル古代ノ邦國ニ及バザル所アルベシ。…当今ニ在テモ台湾等ノ如キ事物少ク開化淺薄ナル処ハ幾ンド無法無政ト難モ亦其弊ヲ覺ユルコト猶輕キガ如シト難モ、若夫英國仏國等ノ如キ國々ニ於テ數日ノ間モ無法無政ノ時アラシメバ其弊害ヲ生ズルヲ覺ユルコト蓋シ莫大ナルベシ。故ニ旧來ニ在テハ万国ノ共議政府ナク宇内ノ無上憲法ナキモ猶ホ未ダ甚シキ患害ヲ見ルコトナカリシモ、今日ヨリ以後ニ於テハ決シテ前日ト同一ナルコト能ハザルベク、宇内各邦ノ開明ニ赴クニ隨テ軋々憂患ヲ醸スニ及ブベシ。故ニ今日ニ在テハ則宇内ノ連合会社ヲ設置シ無上憲法ヲ立定セザルベカラザルナリ。況ンヤ今日ニ至ル迄モ業既ニ大且多キ弊害ヲ証セルモノヲヤ」<sup>7)</sup>

理想主義的な彼らの無上政法論も現実の日本周辺の世界ではそのまま適用せず、現状では無上政法がないので国権の拡張の後に民権をはかるという主張をした。

「夫レ民権ハ国権ト關係ヲ相為スモノニシテ、民権ハ国権アツテ然後安ク、国権鞏固ナラザレバ則民権モ亦安キコト能ハザルナリ。而シテ国権ハ無上政法

アツテ然後安ク、無上政法アラザレバ則危キコトヲ免カレザルナリ。然ラバ則無上政法ハ其起意畢竟国権ヲ保護スルニ出ヅルト難モ、国権ヲ守ルハ則民権ヲ護ル所以ナレバ則無上政法ハ民権ニ於テ大ニ関スル所アリト謂ハザルヲ得ザルナリ。民権ヲ重ズル者ハ民権ノ為メニ何ゾ無上政法ヲ設立セザルベケンヤ、是レモ亦無上政法ヲ設立スベキ一理由ナリ」<sup>8)</sup>

また植木は『民権自由論』において同様に、「国とは本と民の集まった者なれば国の権を張るには先ず民の権を張らねば本真の国権は張り切れず、民の独立がなければ国の維持もできない」<sup>9)</sup>と述べている。

明治13年までの植木は帝国主義的侵略が「大野蛮」だとしてこれに反対した。

「蓋シ世界ノ大野蛮タル所以ハ、世界中ノ一部分ノモノ他ノ部分ノモノヲ呑ム食スルコト是ナリ。則チ宇内ノ一州ニシテ己レト同類ノ他州ノ肉ヲ食ヒ己レト同類ノ他州ノ血ヲ吸ヒ、世界ノ一国ニシテ他ノ同類ノ国ノ肉ヲ食ヒ、他ノ同類ノ国ノ血ヲ吸ヒ、地球ノ一地ニシテ他ノ地ノ肉ヲ食ヒ、他ノ血ヲ吸ヒ、同類ヲ喰ミ同類ヲ斃シ自ラ我身ヲ肥ヤシ我族ヲ殖スルコト、猶ホ彼ノ極々野蛮ナル地処ノ人々相食ミ相滅スルカコトキハ、之ヲ世界ノ大野蛮ト謂ハザルヲ得サルナリ」<sup>10)</sup>

#### 注)

- 1) 『玄洋社社史』同編纂会 1917年(大正6年)7月163.164頁
- 2) 『自由党史上』9頁
- 3) 同上書10頁
- 4) 同上書11頁
- 5) 板垣退助集全『無上政法論』11頁
- 6) 植木枝盛『板垣政法論』96頁 1881年(明治14年)3月『植木枝盛全集第1巻』所収 岩波書店 1990年1月
- 7) 植木同上書97頁
- 8) 植木同上書97頁
- 9) 植木枝盛『民権自由論』1879年(明治12年)3月(『植木枝盛全集第1巻』15頁)
- 10) 植木枝盛『愛国新誌』3.4号 1880年(明治13年)8月29日. 9月6日『明治文化全集自由民権上』192頁. 193頁所収

#### 4. 壬午・甲申事変と植木の論説

明治12.13年までの植木の国権論は無上政法論のような理想主義的、抽象的、空想的であった。しかし、朝鮮半島における壬午・甲申事変後の植木の論説からはこのような抽象的な主張は消える。

植木は、明治20年『土陽新聞』紙上において「欧洲の諸国が朝鮮の独立を援けざるは何故ぞや」という無署名の社説を書いた。以下に引用した社説で植木は、英仏は自由の国と称しているが、東洋に対しては自由の破壊者であり虎狼である。己れの利益の為に朝鮮の独立を否定し、さらに進んで清国への政略に賛成している。また、清国を自国の属邦と称している。として西欧の帝国主義を批判した。

「而して今日に当り成るべく之れが独立を援助すべき者は日本なり」「蓋し朝鮮の独立国たることは曾て吾輩の詳論する所なり、又其朝鮮国たる者の現況に照して明知する所なり、天下万国の孰も（清国を除く）認識する所なり、万国公法の上に於て全く然ることを証徴する所也。世には朝鮮の清国に貢納することあり、若くは己れの国政に関してさへも時に清国に相談することありとの12ヶ条を挙げ、因って朝鮮を清国の属邦なりと速了する曹も無きにあらずと雖も、凡そ独立国には自由独立と称するもあれば約束独立と称するもあり貢納独立と称するもあることなれば、今若し朝鮮にして曾つて清国に貢納することあり又は国政に関して時に清国に相談することありとするも、未だ大体に於て独立国たるを害するものと謂ふべきにあらざるなり。朝鮮の独立国たることは右の如くに明々白々なるにも拘はらず、彼の清国に在りては恣に之を以て己れの属邦なりと称し、前日に当りては或は大院君を捕へ或は『朝鮮為中国属邦』云々の文紙を漢城に貼付したる等のこともあり、近日に至りては更らに又駐米公使の派遣に故障を唱へ、結局全権公使を派遣することは不都合なれども弁理公使に於ては不都合無しと云ふに帰したりとこそあれ、清国政府の腹合にては猶ほなほ朝鮮を己れの属邦と認むることを廢したるにはあらざるべし。危哉危哉、岌々乎として危きものは朝鮮の命脈なり、朝鮮の独立なり。而して今日に当り

成るべく之れが独立を援助すべき者は日本なり又欧米の邦々なるにも拘はらず、彼の歐洲の諸国たる者が未だ一として（魯国は姑く別段とす）朝鮮の独立を援くるに力めざるものは何んぞや。奇々と謂ふべきなり、怪々と謂ふべきなり。然れども孰ら之を察すれば、右の如くに歐洲の諸国たる者が朝鮮の独立を援くるに敢へてせざる原由を知り難きにあらざるべし。他故あるに非らず、支那の歛心を獲んと欲すればなり。支那は東洋に於て最も廣大の土地を有する者なり、最も多数の人口を有する者なり。其内地には天産の夥しきあり、其周囲には海港の多きあり。商売の上よりして之を云はん乎、之に結ぶこと厚き者は以て巨利を獲べきの望みあり。兵略の上よりして之を云はん乎、之に托すること深き者は以て勝利を獲べきの算あり。是に於て乎彼の英国の如き者は第一に汲々として支那の歛心を得んことを欲するにぞ、寧ろ朝鮮の独立を顧るにも違なくして清国の朝鮮に対する政略を幫助するにまで至りしなり。且又清国には手管に長けたる名妓あり。彼れ其の名を何んと云ふぞ、李鴻章と呼べり。然れば李鴻章の歐洲各国に対するや、或は英を以て閻夫の如くするかと思へば、其心独に向ふが如くにも見ゆるあり、独かと思れば仏にも逆らはず（安南の事件などありたるにも拘はらず）、甲に対すれば甲の為めに小指を切りて之に与へんとし、乙に対すれば乙の為めに小指を切りて之に与へんとす（実は贖物なれども）るものゆゑに、甲も乙も丙も丁も各己れに於て閻夫たらんことを希望するに熱心せざること能はず、遂には清国が朝鮮に対する政略の極めて暴たるを思知するにも拘はらず、敢て清国に違ふて朝鮮の独立を援くることを為さざるに至りしなり英仏の如きは元來自由の国なりとこそ云へ、東洋に対する上より論ずれば寔に自由の破壊者なる哉。彼等にして今少しく良心あらんには何故に朝鮮の独立を援けて其危きを免かれしめざるぞ。彼等は己れの利益の為めならば朝鮮の独立が無くなるもかつて顧る所にあらずとするのみならず、或は更らに進んで清国の政略を賛成し、因て以て朝鮮の独立に不利を与ふることをまで敢へてせんとす。実に虎狼の心なる哉。実に虎狼の心なる哉」<sup>1)</sup>

朝鮮の独立国たることは明白なるにも拘らず、清国と称し、『朝鮮為中国属邦』云々の文紙を漢城に貼付た。英仏は自由の国を標榜しているにも拘らず、東洋に対しては自由の破壊者である。彼等が少しでも良心があれば朝鮮の独立

を認めるべきである。彼等は自分の利益のためには朝鮮の独立を容認しない。さらに清国による朝鮮への侵略に賛成することは実に虎狼の心だと記した。

しかし、植木は続いて甲申事変について「大日本の国権に関して注意を怠るべからざる」として以下の様に政府の外交を批判し、国権論を強く主張した。「かの清国たる者嘗て自ら擅定して我が日本国の条約国たる朝鮮を己れの属邦なりと叫伊倣し、時に或は『朝鮮為中国之属邦』など云へる文字を記したる書面を漢城に貼付したるやうの次第は固より是迄に於ても吾人の耳目に得たる所なるにも拘はらず、乃し朝鮮国は嘗て独立国の体面たるを以て我が大日本帝国と条約を締結し(其後は米国に対しても条約を結びたり)、殊に或る場合には国使を我が日本に発遣したることも之れあるのみならず、日本よりは已でに年久しくも公使を派遣し居るほどのことなれば、朝鮮が今日の世界に在りて一個の独立王国たることは吾々の十分確信して疑はざる所なり、豈に啻だ吾々日本人たるもの、確信する所たるのみならんや、亦且つ坤輿万邦承認する所たるを疑はざるなり。……右等の報知にして果して信なりとせば、吾輩は最も清国の朝鮮に対する作事に咄々を鳴らさざるべからざるのみならず、亦且つ我国大日本の国権に関して注意を怠るべからざるものあらんとす。蓋し昨日の紙上にも載せたることなれども、去月三十一日の発信に係る仁川よりの急報に憑れば、或は曰く『北京政府は朝鮮へ陰かに兵士を入り込ませんと噂する者あるも未だ左る事実を発見せず、併し同政府は陰かに何時にても十二隊の兵士を派遣するに差支へ無き準備は整ひ居れりとの説は信を置くに足れり』と。……然らば此上に於て清国たる者更らに益干渉を朝鮮に及ぼすの余り遂に兵士を朝鮮に入り込ます等の事ありとすれば(或は公然に或は陰然に)、我が日本の政府たる者は且さに之を奈んすべき乎」<sup>2)</sup>

植木は以上のように甲申事変において日本の国権が侵害されたとして強い憤りを記している。前文から引き続いて、植木は朝鮮国が独立国であると述べているが、同時に清国が朝鮮に対して侵略していることに関して、朝鮮の主権を守るという観点ではなく、日本の主権の侵害という観点から論じていることはこの時期のあらゆる論者の特徴である。

日本の主権侵害は直接的には経済的利害ではなく、公使館への侵害を意味

し、これは国権の侵害として日本のナショナリズムを惹起するに十分な理由であった。

植木は引き続き以下のように甲申事変を解説した。「願れば去ぬる十七年十二月朝鮮京城に於て支那兵が朝鮮人と相合して日本公使館を焚燬し、日本兵營を焚毀し、日本公使を襲撃し、日本官吏を殺傷し、日本人民を虐殺し、日本婦女を強姦し、以て日本を害し、日本を辱め、以て大亡礼を我に加ふるの事あるに因り、我国は参議兼宮内卿勲一等伯爵伊藤博文を簡んで大日本特派全權大使と為し、之を清国に遣はして其罪を問はしめたるに当り、伊藤大使が清国特派全權大臣太子大傳文華殿大学士北洋通商大臣兵部尚書直隸総督一等肅毅伯爵李鴻章と談判するや、…左ればなり、此の条約にして未だ廢滅に帰せざる間に在りて清国たる者が兵士を朝鮮に入り込ますの事ありとせん乎、其の所為は啻に朝鮮に対して不当なるのみならず、正しく我が大日本に対して盟約を破るの大罪を敢てするものと謂はざるべからず。若夫れ一朝にして事端の茲に及ぶことあらん乎、日本政府たる者は如何に平和主義を操ればとて、如何に彼国の傲慢を忍容せんと欲すればとて、抑も亦黙々に附するを得ざるべきこと喋々を須ひざるなり。而して清国は測度すべからざるの国なり。例しなきほどに優々不断なるかと思ふ傍には驚くべきほどの果斷を極むるあり、婦人の如き觀相ある傍には軍人の如き挙動なきにもあらず。殊に我が日本に対する上には動もすれば憤懣怨すべからざる仕打の随分珍しからざる歴史もあるほどなれば、今日の場合とても又々如何なる挨拶を以て我が日本に加へ来らんも更らに凶ることを得べきにあらず。吾人は豈に少しも顧慮することなしと謂ふべけんや」<sup>3)</sup>

植木が他の国権論者と異なるところは日韓清の3国間の問題ではなく欧米を含めた国際政治の問題であると認識していたところである。「然りと雖も今日清韓両国の間に生じたる所の事端は未だ必しも日清韓の三国のみに及びたる關係と謂ふべからず、…果して斯の如くなれば今回の事端は之を以て清韓のみの關係と謂ふべからず、日清韓の關係のみと謂ふべからず、次第によれば世界の關係と為ることなしとも保証し難きなり。政府は果して如何やうなる手段の以て此の紛難に処せんと欲するものぞ」<sup>4)</sup>

国権論を主張した植木であったが、政府は明治20年代になると国権を盾に反

政府派を攻撃するようになると、政府の戦略に対して民権派は守勢に回る。政府の意図はナショナリズムの高揚と同時に民権派の民権論を牽制するねらいがあった。これは後述のような民間における福沢らの思想的支援にもよるところが大きかった。官民一体となった反民権派による国権か民権かという土俵のすりかえによって、民権派の矛盾をついた戦略は成功した。これに対して植木は次のように政府の国権論を批判した。

「国権国権と国権の二字を担ぎ来りて議員諸士の頭脳を脅かし、帝室内閣を主唱するにも此に於てし、自由党の議論を排斥するにも此に於てし、甚しきは国会の決議を不認可に附して原案通の施行をなすも亦此に於てするが如き、抑も亦国権の二字に言を托し口を籍するの何ぞ甚だ多きことや。…夫れ国家にして果して独立の大権に危殆あるほどの場合に際しては固より、国権の為めには非常の挙措に出でざる可からざることも有るべし、…世には民権を張るは国権を張るが為めなりなど、饒舌して、国権を民権よりも主とし本とし先とする者も無きにはあらず。斯かる曹こそは彼の国権の二字を無上の利器と為し、以て専制を遂げんとする如き政治家の為めには頗る都合好き人民なるべし。…国権を以て民権よりも主也本也先也と云ふが如きは正しく転倒の語にして、少しく理を弁ずる者の決して肯定すべき所にあらず。若し国権を以て民権と相対すれば民権こそ主也本也先也と為すべけれ。何となれば則ち元来人民が国家を建設するものは主として自由を保全し権利を鞏固にせんが為めにして、而して国権を張ることは唯だ此の本旨を達せんとするに外ならざればなり」<sup>5)</sup>

植木等民権派は、民権派に対する民権攻撃に対して有効な反撃ができなかった。朝鮮半島が緊迫しつつある時期において、国権か民権の議論は政府を利するものであり、かつて国権優先を唱えた民権派は反論したが自己矛盾に陥っていた。かくして以後民権派はナショナリズムの高揚の中で独自の対外観を喪失していった。

注)

- 1) 『土陽新聞』1887年（明治20年）11月27日 1508号「欧洲の諸国が朝鮮の独立を援けざるは何故ぞや」

- 2) 『土陽新聞』1887年(明治20年)11月8～10日 1492～1494号
- 3) 『土陽新聞』1887年(明治20年)11月9日 1493号
- 4) 『土陽新聞』1887年(明治20年)11月10日 1494号
- 5) 『土陽新聞』「国権の二字」1887年(明治20年)1355号 4月24日

## 5. 民権派と独立党

以上の論説は板垣・植木ら民権派が強硬な国権論を主張していた事を意味するが、彼らが、壬午・甲申事変における朝鮮問題に直接関与していた事はあまり従来言及されていない。これは民権派の闇の部分として、民権派の進歩的側面を強調する歴史家からは排除されている事に一因がある。

板垣と後藤は明治17年(1884年)9月 駐日フランス公使と会見し、朝鮮でクーデターを実行する資金の提供を求めた。民権派が朝鮮でクーデターを起こすことによって、フランスが中国で開始した侵略戦争を背後から支援しつつ、朝鮮半島での権益をはかろうとするものであった。政府の頭越しに土佐民権派が征韓論の10年後においてもその政策を実行しようと画策していたのであり、ここに民権派が国権論をリードした。

独立党の朴泳孝、金玉均は元開国党に属し、親日派であったが、日本を頼り内政改革をはかろうとした。東京において井上に接近し、賛同を得ようとしたが受け入れられなかった。そこで彼等は在野の福沢に依頼し、福沢は友人の後藤に金玉均を紹介したところ後藤は金らを歓待して訪韓し改革の援助をすることを約束した。16年10月金らは喜んで帰った。後藤の画策は「一時に事大党を掃滅して廓清の功を挙げんとするに在り。而して資金を要する約一百万円、唯だ其出処を得ざるに苦しみ」<sup>1)</sup>「後藤詳かに胸臆を自由党総裁板垣退助に語り、資金に苦しむ所以を訴ふ。板垣曰く、我請ふ之を仏国公使に説かんと」<sup>2)</sup> 板垣は自由党解党後外遊したが、帰国後のアジアの事変に関する好機において外遊で得た人脈を最大限に活用しようとした。板垣は外遊先のフランスにおいて、フランス首相クレマンソーと会見した。その際、「欧州列強は東洋に侵略するばかりであり自由の祖国フランスが東洋の『自由の友』となり東洋

を開発していただきたい」と進言し、クレマンソーと意気投合したと回顧している。明治17年秋清仏戦争が始まった際、清国の背後を板垣らが攻撃するとして、フランスと連動して韓国内の清国軍を攻撃することのために百万円の資金提供をフランスに求めた。フランスに求めたのは日本政府への資金提供ではなく板垣ら「在野有志の秘密運動」への資金提供であった。板垣、後藤らの名目は「亜細亜の半島に新立憲国を建造」<sup>3)</sup>するということであった。公使の回答はフランスは国としては支出できないがバリの銀行家を紹介すると答え、百万円の借款交渉が成立した。そしてその際、公使はフランス提督を通じて密かに軍艦二隻を供給する事を約束した。

解党して高知に戻った板垣と後藤らの目的は「清国への干渉国論を撥起して内政刷新の機を促し、以て一挙に議会開設を執行し、自ら朝鮮の総務官たる」<sup>4)</sup>「地方に在ては自由党の同士之れが主唱となり、或いは遭難者弔慰金を募り、或いは義勇兵団を組織し以て緩急に応ぜんとするあり。或いは従軍を出願し、献金を為す者あり。鹿児島、長野、福島、富山等至る所最も盛んなり。特に土佐の如きは、板垣、片岡の先進、全県の人心を薫率し、各社各郡の有志を統べて義勇兵を編成し、昼夜操練に怠らず、一日全軍を帥いて高岡仁淀碓に都講す。片岡健吉其総指揮たり、士気頗る振ふ」<sup>5)</sup>高知県中部を流れる仁淀川の河原において板垣、片岡の指揮の下、土佐民権派は朝鮮出兵を想定した軍事訓練を行っていたという事実が記されている。

土佐民権派が壬午、甲申事変に連動して、朝鮮問題に深く関わっていた事は、金玉均を後藤、竹内がかくまい、保護したことによっても知ることができる。伊藤はこれを知って驚いたと『自由党史』には記されている。伊藤は外務卿井上馨に告げた「井上固く之を不可として曰く、此の如きの大事豈在野の士に託すべけんやと。議遂にやむ」<sup>6)</sup>井上は土佐民権派の動きを知った後、「後藤の画策を行わんとし、嘗て事大党に近親せし政策を一変し、金、朴等の独立党を款遇するに至れり」<sup>7)</sup>として以前の態度を一変させて独立党に接近して朝鮮に深く介入した。これ以後、金、朴等の独立党が板垣を通じて画策しようとした百万円の借款は得られなかったものの独立党は日本政府に依存し、旧自由党との人的・軍事的関係も継続した。

政府が当初拒否した金玉均らへの経済的援助に在野で最も熱心であったのは福沢であることは『自由党史』にも記されているが、福沢は後藤、板垣を通じて政界工作をおこなった。福沢はこの時期『時事新報』誌上において、「朝鮮政略の急は我資金を彼に移用するに在り」（6月1日）「日本の資本を朝鮮に移用するも危険あることなし」（6月2日）「朝鮮国に資本を移用すれば我を利すること大なり」（6月5日）という社説を書いた。

福沢は自説の脱亜入欧論から朝鮮の親日開国勢力に援助する必要性を説く「凡そ文明の国より不文の国に対して交を開くの趣旨は、其不文なる人民をして天地事物の道理を解せしめ、共に人力を尽して開国の区域を拡張し、智識物品、互いに有無を交換して、以て他を利し又自から利するより外ならず」<sup>8)</sup> このような福沢の言論による世論形成への力と、後藤、板垣らへの民権派への工作によって、民権派と金玉均が連携しようとする動きが表面化する中で、井上等政府首脳は、政府主導で金ら改革派への影響力を強めようとし、朝鮮への介入を本格化された。

板垣、後藤と福沢はかねてから親交があった。特に福沢は後藤と親しく、頻繁に往来していた。後藤が借金を抱えていた高島炭坑を三菱に買い取らせて、後藤に経済援助を約束させたのは福沢であった。福沢は後藤の思想と性格は「日本人に稀なる人物」であり、維新の経歴名望もあることから、何か大仕事をさせたいと考えていた。「朝鮮の改革をやらせて見たいと考へられて、これを後藤に勧め、後藤も大にやる考であつた。明治十七年金玉均等が京城で事を企てたとき、其事成就すれば後藤を朝鮮に招聘して政治の改革を委任する手筈が定まつてゐたところ、金等の一挙が失敗したため實現が出来なかつたが、其事件前に、金等が日本に往来して先生に親近し朝鮮の改革に関して指導援助を乞ふたとき、先生の紹介に依り金等は後藤に面會して其人物に敬扱し、かゝる手筈を定めて帰国したのである」<sup>9)</sup>

日本政府は独立党を支持していなかったので、福沢は明治16年に金、朴らを後藤に紹介し彼らが政権を執ったときに後藤に後援を頼みたいと考えた。その思惑で福沢は後藤を彼らに紹介し将来は朝鮮の国政に参加させようと考えていた。甲申事変後彼らが失敗し日本に亡命した後も後藤は彼らを後援していた。

後諭吉が後藤を渡韓団の顧問に推薦したが、日本の政府内には後藤の渡韓に反対する勢力があり実現しなかった。この様に福沢は一貫して政治家としての後藤を高く評価し、経済的支援のみならず、再び政治の第一線で活躍できるように応援した。<sup>10)</sup>

三菱と後藤は縁戚関係にあるが経済的に困難な後藤に対して岩崎が支援するようにし向けたのは福沢であった。福沢が明治15年に創刊した『時事新報』には「後藤伯の渡韓」として後日以下の記事が掲載された。「後藤伯が朝鮮の独立と開明に心を勞するは一日の故に非ず、去る十五六年の交にも金玉均と謀りて渡韓の事を企てたるも、相談略ぼ熟するの時に至り、十七年京城の乱ありて、独立党の人々は出でて日米の両国に流寓する有様となりて、伯の計画其儘立消なりたり」<sup>11)</sup>

板垣ら旧自由党首脳が甲申事変の顛末に深く関わっていたことは政府の資料にもある。外務省『日本外交文書第19巻』の「金玉均亡命ニ関スル件」には「金玉均日本無頼ノ徒幾千人ヲ率ヒテ將サニ朝鮮ニ來リ毒ヲ逞フセントシ而シテ或ハ清兵ノ其後ヲ躡シテ慮リ先ツ潜カニ天津ニ入り動靜ヲ伺察セントシ終ニ李鴻章ノ爲メ捉ワレ檻車ニ鎖囚シ不日朝鮮ニ送致セラルヘシト云フ」<sup>12)</sup>とあり、「附記十八年十一月十三日付大阪府知事代理ヨリ警保局長宛電報 旧自由党员企謀ノ件」には次のように記されている。「明治十八年十一月十三日午後一時四十五分發六時三十分着 旧自由党员カ金玉均ト謀リ朝鮮政府ヲ顛覆シ再ヒ日清ノ關係ヲ生セシメ其機ニ乗シ我政府ノ改革ニ着手セシ杯ト嘗テ取留モナキ風説アリ其後二三ノ党员清韓地方ヲ漫遊セシハ幾分カ此事ニ關係アルカ如シ又頻リニ募金中ナリトノ説モアリシカ本年七月以降東京ニテ金氏ノ錢別ナリトテ千圓程ヲ得又大井憲太郎小島稔等名古屋ニテ五百圓高松鈴木傳五郎ニテ千圓都合二千五百圓ヲ得内千圓ハ費消セシモ最早實地着手ス可シトテ有一館ノ書生磯山清兵衛氏家直邦前田金吉田代季吉加藤宗七内藤六四郎ヲ初メ三十余人連ニ当地ニ來リ皆風体姓名ヲ変シ所々ニ潜伏シ内拾名ハ刀劍爆裂薬ヲ携ヘ客月二十五日長崎ニ行キ残りハ磯山引率シ追テ同地ヘ行ク筈ナリシニ磯山ハ残金ヲ携ヘ逃亡セシヨリ大ニ目的ヲ失セリト云フ長崎行ノ蹤跡ヲモ得タレバ彼地探偵中ナリ未タ全ク信認シ難キモ幾分カ根基ナキニ非ス板垣後藤等モ内實事情ヲ知レリト云

フ彼は充分探偵中ナレトモ一応御内報ニ及フ」

後に、李鴻章と日本側の天津における会談において、後藤とは如何なる人物かと李鴻章から詳しい説明が求められた。外務省文書には朝鮮問題に深く関わっていたのは逮捕された大井憲太郎だけでなく旧自由党中枢の板垣・後藤らに責任があることが記されている。<sup>13)</sup>

これらの文書から甲申事変後の責任に関して清国と交渉する際に、すべての政治的責任を後藤・板垣の民権派に負わせようとする外務省側の戦略的意図を読みとることができる。

注)

- 1) 『自由党史下』126頁
- 2) 同上書126頁
- 3) 同上書127頁
- 4) 同上書129頁
- 5) 同上書132頁
- 6) 同上書128頁
- 7) 同上書128頁
- 8) 『時事新報』1883年(明治16年)6月1日『福沢諭吉全集第9巻』所収章「自由民権論におけるナショナリズム」151頁と述べている。
- 9) 石河幹明『福沢諭吉伝第二巻』岩波書店 1932年(昭和7年)531頁
- 10) 『時事新報』明治27年8月30日
- 11) 『福沢諭吉伝第三巻』岩波書店 第3巻417頁
- 12) 外務省『日本外交文書第十九巻』1886年(明治19年)1月3日「雑件金玉均亡命ニ関スル件」
- 13) 外務省『日本外交文書第十九巻』1886年(明治19年)1月3日「附記十八年十一月十三日付大阪府知事代理ヨリ警保局長宛電報 旧自由党员企謀ノ件」  
甲申事変後日本に亡命した金玉均等は民権派を中心とする在野の勢力に保護されたが日本政府は追放令を出し小笠原に移した。  
宮内庁『明治天皇紀第六』吉川弘文館 1971年(昭和50年)11月 624頁

## 6. 富国強兵論と対外論

明治政府が掲げた富国強兵、殖産興業の政策は幕末における諸藩が推進した政策の延長であったが、維新後における営業の自由、政商の育成、秩禄処分、官業払い下げによる民間資本の保護育成によって資本の原始的蓄積が急速に進んだ。ただし、富国強兵の政策が掲げられたこの時期は、実際には日本の戦前のなかでも軍事費が特に少ない時代であった。明治初年から20年代初期まで、国家予算にしめる軍事費の割合は多くても10%台にすぎず、戦前の日本財政史の中でまれな低軍備の時代であった。明治20年代後半以降、国家予算に占める軍事費は30%～50%となり、財政は常に戦時体制同様であった。スローガンと実体は異なる事が多いが、明治初期における富国強兵はまさにスローガンであった。ただし、地租以外の有力な財政収入が見込めないこの時期にあつて、内政と平行して軍事増強をはかることは困難な課題であった。外交上の最重要課題は西洋との条約改正交渉であり、周辺東アジア諸国に対しては外交的折衝によって国益をはかることが明治政府に求められた。

征韓論の対立は、当初は、韓国への出兵の是非の論争ではなく、西郷を使節として派遣するか否かの対立であった。西郷を派遣すれば使節が殺され、戦争になるか否かという国際認識の論争であった。対外戦争が先か内政が先かという政策論だけでもなかった。事実征韓論争以降、征台の役、江華島事件など日本は対外武力戦争への道を進んだ。征韓論争の本質は権力闘争であった。参議の中で岩倉、三条が賛成にまわり、西郷の派遣は一旦決まっていたが、木戸、大久保、伊藤、岩倉の陰謀で天皇に使節派遣延期の裁定を下させた。この背景には薩摩、肥後、土佐による長州排除の工作と、それに対する逆転劇という側面、不平等条約改正に成果を挙げられなかった使節団組対内政に成果をあげた留守居組の対立という側面が内包されていた。加えて長州閥政治家（山県、井上）の不正発覚があり、木戸にとって長州追い落としへの危機感があつた。事実、板垣、江藤が西郷の派遣を支持した背景には長州閥排除と政権掌握へのねらいがあつたことは確実である。それまで対立していた、木戸と大久保は岩倉、



であった。

木戸は以上のように明治6,7年には内治優先を主張したが翌明治8年江華島事件が起こると早くもこれを軌道修正する。当時の太政大臣三条実美に提出した意見書では以下のように述べた。

「征韓の論起るに至て臣深く内治の未だ治からざるを憂ひ内を先にし外を後にするの論を主張り且朝鮮亦未だ明かに征すべき罪あらざるなり、今則拳を我軍艦に加へ明に我に敵せり於是乎我内治に於て未だ治き能はずと雖とも亦徒らに其内を顧み其外を棄ること能はざるものあり臣の思想亦是に於て一変せざることを得ざるなり然れとも事に先後あり順序あり今朝鮮我軍艦を砲撃せり是既に戦を開けり」<sup>3)</sup>と述べた。木戸は戦争がすでに起こっているのであり、それまでの内治優先論を改め自ら朝鮮に赴いて事件の解決を図ることを申し出た。大久保は政権を強化するために、明治9年2月、征台に反対して参議を辞任した木戸、征韓論の政変で辞任した板垣との3者で大阪会議を開き政権基盤の強化と対外政策に関して政府指導部内の統一と民権派との融和を図ろうとした。

明治政府参議の最大のブレーンは井上毅であった。井上は憲法をはじめ明治政府が検討したあらゆる重要な施策に対して各参議に意見書を提出した。対外政策についても井上は節目で多くの見解を参議に示したが、それは国内外情勢に関して、井上らしいバランス感覚に優れた主張であり、それは政策にも反映された。

井上は明治7年「対清意見案」「台湾事件処置意見書」<sup>4)</sup>を大久保に出した。そこでは、西洋は万国公法というものがあり、国同士の交渉には法律がある、紛争が起これば戦いの後条約を締結して賠償金の支払いなど戦後処理をする事などポアソナードの意見を付けて提出した。特に清国が行った台湾への領有権の主張と、原住民の責任への賠償の矛盾をついた。

壬午事変について井上は「京城事変対処案」「京城事変訓令案」(明治15年8月)において井上は、朝鮮と日本は対等の条約を締結したという主張を貫くことを強調した。名目上でも日韓が対等な立場であることは「朝鮮は清国の属国である」という清国の主張への有効な対抗となる。同年9月7日、井上は以下のような「朝鮮政略意見書」<sup>5)</sup>を出し、この主張を明確に述べた。

## 朝鮮政略意見 明治十五年九月十七日

朝鮮ノ事ハ将来東洋交際政略ノ一大問題となりて二三大國ノ間ニ或ハ此國ノ爲メニ戦争を開クニ至るべし朝鮮ノ實際を察スルニ政府之人の庸弱なると人民の愚昧なるにより。

今後十年間ハ一個ノ獨立國となることは難かるべし而シテ其軍民の外國人ヲ敵視して是れに無礼を加フルは是又今数年間ハ止む時なかるべし…ボアソナド氏日韓清三國同盟之説ある所以にして東洋の爲ニ数年の後を顧る者は必ず此意を抱かざるものなかるべし。惜哉朝鮮の實況を目撃するに逆も同盟合カスベキの國ニあらず又支那も亦與ニ謀るに足らず故ニ三國同盟の説ハ一の夢想ニ過ぎざるなり然しなから此ニ他の一策あり如左

- 一 日清米英独之五國互ニ相會同して朝鮮の事を議し朝鮮を以て一の中立国となし即ち白耳義瑞西の例ニ依り他を侵さず又他より侵されざるの國なし五國共に之を保護ス
- 一 五國中若シ此約を破る者あれば他の國々より罪を問ふべし
- 一 若シ五國の外より朝鮮を侵略スル事ある時ハ五國ハ同盟して之を防禦すべし
- 一 清國ハ朝鮮ニ対し上國たり朝鮮は清ニ対し貢國たり雖も属国の關係あることなし朝鮮ハ一ノ獨立國たる事を妨げざるべし而して清國は他の四國と共に保護國たるを以て四國の叶同を得ズして独り朝鮮ノ内政ニ干涉することなかるべし此策若し果して行はれなば東洋の政略に於て稍安全の道を得るものとす独り我カ國の利益ノみならず朝鮮の爲めには永久中立の位地を得且ツ支那の羈軛を脱シ又支那の爲めには其朝貢國の名義を全くして而して虚名實力相掩はざるの患なかるべし是れ併しなから外交家の方寸運用に在て席上の空談たらざらんとす姑く筆録して以て當局の参考ニ供す

九月十七日 於周防海 井上毅

井上はボアソナドが提起した日韓清三國同盟説が現実的なものではないとした。これにかわり井上が提起したことは日清米英独5国による朝鮮問題に関する協議機関の設置であり、この5カ国によって朝鮮を保護国とすることであった。井上が提起した問題は、朝鮮を5カ国の保護国とすることによって朝鮮を

独立国とみなして清国による内政干渉をやめさせ、同時に清国の宗主国たる地位を奪うことであつたが、そのことは同時に朝鮮に対する日本の權益を増大させる意図をもっていた。

井上は朝鮮に対する二、三の大国の干渉が戦争に至る道であると言うとき、大国とは清国とロシアなど欧州諸国を指し、決して日本を大国と認識していなかった。この時期の政府中枢部には日本はアジアの小国として諸大国と外交的折衝によって朝鮮半島への權益を増大させようとする意思が強い。その点では兆民等ら民権派左派の主張に近いものがあつた。

注)

- 1) 吉田松陰『幽囚録』(全集第1巻)1940年(昭和15年)2月 岩波書店 350~351頁
- 2) 『木戸孝允文書八』東京大学出版会 1931年(昭和6年)129頁~133頁, 147頁~150頁
- 3) 同上書 155頁
- 4) 『井上毅伝資料編1』同編纂委員会 1971年(昭和46年)9月 26頁~40頁
- 5) 同上書

## 7. 中江兆民の対外観

中江兆民はフランス共和制の政治思想の影響を受けたが、文明開化、西洋化にはむしろ批判的であつた。論説の方法論の基盤は漢学、儒学におき、その中に西洋啓蒙思想、近代思想に通じるものを求めた思想家であつたが故に東洋のルソーと言われ、ルソーの『社会契約論』を儒教の世界観から理解しようとした。

外交面に関して、初期の兆民は壬午事変後『自由新聞』に「論外交」を書いた。この論説で、政府の軍備拡張に反対し、内政優先に転換せよと主張した。本稿には対朝鮮政策については直接ふれていない。しかし、壬午軍乱を機に発表されたので朝鮮政策を念頭にした外交論であることは間違いない。弱小国に対して大国主義的な侵略と、富国強兵策にも批判的な論稿であり、大国主義よ

り小国主義が兆民の政策であった。

「欧州諸国ノ其ノ隣国ト交際スルコト蓋シ此ノ如シ是ヲ以テ其ノ平時眠食ニ易ヘテ苦慮スル所ハ他国ノ弱ナルヲ冀フテ己レガ国ノ強ナルヲ求ムルニ在リ隣国常備兵五万ヲ置ク乎己レハ則チ十万ヲ置カントス」

本論稿において兆民は、軍拡競争が際限なく続くことを予言している。小国が独立を保つ外交の道は、信義を堅守し、道義を守ることであり、儒教の仁があれば大国も恐れることはなく、また小国といえども侮どってはいけない。隣国に内紛があっても安易に兵を挙げるべきではなく、弱い国も許し、寛容であるべきである。一国が独立を保つには軍拡ではなく外交努力によるべきで、軍拡は経済、財政が許さない。兆民は「英仏虎狼ノ国ハ何ゾ則トルニ足ラン哉」<sup>1)</sup>と述べた。兆民は壬午事変後軍備拡張、内政優先の所説を転換するが、以下にも引用するがアメリカは義を重んじる国であると評価した。

以上の様なこの時期の兆民の論稿をもって自由民権派の対外観、外交論が「平和主義」「穏健」<sup>2)</sup>だとする論調が従来の自由民権運動の研究者には多かった。しかしこの時期において大国主義的な主張はむしろ少なく、主要な官僚も大国間のバランスをはかり、日本の大陸への権益をはかるという論調であったことは前述した。

兆民が小国主義論を述べた後、兆民は板垣の外遊に反対して政治活動から遠ざかり、著述と啓蒙活動を行ったが、四年の準備期を経て明治十九年十月、後藤らの大同団結運動とともに第二期の政治活動を開始した。

壬午・甲申事変を経たこの時期の兆民の対外観には、先の小国主義、善隣外交路線を展開した明治15年段階とはアジア情勢が急変する中で軌道修正し、下のような論調が見られるようになった。

「朝鮮人や清国人や、到底我日本と親和し連衡し其卿国を卿国とするの外、更に進みて此亜細亜を一大卿国として共に彼れ鋭鼻碧眼の国盗を禦がんとするの念は微塵もなきなり。到底亜細亜の一大党を作る等は夢想も望む可らざるなり。されば此の二国特に清の如きは良しや我が日本の仇敵とならざるも味方と成ることは決して無きなり。…幸いにして彼の蛟竜は我日本の瘦肉よりも清の肥肉を喰はんと欲すること明瞭なれば、我日本は牛を牽きたる黒人が餓獅に

出遭ひて其余肉を放棄して自ら助かりたるみ倣ふこそ銘策と云ふ可けれ。更らに一步を進めて露と共に清を図りて其余肉もて空腹を実たす様計画するこそ銘策と云ふ可けれ…ともに欧州諸国は実に虎狼野心の窮宅なり。欧州諸国と交結して国の安全を計るは恰も毒蛇の口中に入りて一時の雨ま宿りを為すに等し。弥利堅聯邦は天下義を重んずるの国にして、其朝鮮国の独立を承認し我下の関の償金を還へし来れるが如きは正に其の義侠の実を証するに足る。弥利堅聯邦に交結するこそ国家万世の長策なれ」<sup>3)</sup>

朝鮮や清国は到底日本と連携、同盟して西欧と対抗しようとする意志はなかったと中江兆民はみていた。特に清国は日本の敵となっても決して味方とはなり得ないと断じている。それどころか兆民はロシアと連携して中国を侵略すべきであると主張するようになった。この時期の兆民の論考からは壬午事変期における大国主義を廃し小国主義を唱えた論調からの変化が認められる。

また兆民は、西欧諸国は侵略的であるが、米国は義を重んじる国であると高く評価した。日本の有識者の中には兆民のように米国に対して好意を持つ人が多かったが、その後の米国は、1898年（明治31年）米西戦争に勝利して、フィリピン獲得し、大西洋国家から太平洋国家へと拡大をはかるにつれて、日米は互いに仮想敵国となった。

兆民は明治20年代に入って兆民という名を名乗るようになった。おそらく兆民は人民大衆という語を号としたのか。また、明治憲法をみて一読して「苦笑」した兆民は、憲法が国民を「臣民」に位置づけたためであろうか。板垣の外遊に反対し、自由党の変節を批判した兆民は、民権運動に関しては距離をおいた批判勢力の中心であった。3大事件建白運動、大同団結運動に参加した兆民は、旺盛な執筆活動を行い、『理学鉤玄』『三酔人経綸問答』『平民の目さまし』などの主著を書いた。

明治25年5月、兆民は代表作『三酔人経綸問答』を書いた。同書は洋学紳士、豪傑君、南海先生という三人の論客の問答の形をとり、時代精神を論じた傑作である。

豪傑君は“侵伐家”であり、対外侵略主義者である。洋学紳士は“民主家”共和論者、共和主義者、国権論者である。南海先生は両者と面識ない初対面ど

うしの問答である。

同書において、後進国からの脱却を外への進出によって達成する事が、豪傑君の主張するところなのであるが、南海先生は、後進国の「政治的進化」の路線として、「恩賜の民権」から「回復の民権」へという路線を提唱する。いささか自慢の文章と兆民みずから注をした以下の一節では「民権とよばれているものにも、二種類あります。イギリスやフランスの民権は、回復の民権です。下からすすんで取ったものです。ところがまた、別に恩賜の民権とでも言うべきものがあります。上から恵み与えられるものです。回復の民権は、下から進んでとるのであるから」<sup>9)</sup>と述べた。この一節は、兆民が議会開設以降、回復の民権を目指して再び政治活動を行う決意表明であった。兆民は南海先生に次のような発言をさせている。

「是時南海先生は、更に杯を引きて云ひけるに、紳士君の旨趣を約言すれば、曰く、民主平等の制度は凡百制度中最も完粹なる者にして、世界万国、早晚必ず此制度に循はんとす。而て小弱の邦たる者は、富国強兵の策は初より望む可らざるが故に、速に此完粹なる制度に循ひ、然後水陸軍備を撤去し、諸強国万分の一にも足らざる腕力を棄て、無形の理義を用ひ、大に學術を興して其国をして極て精細に彫錫したる美術の作物の如き者と為らしめ、諸強国をして愛敬して犯すに忍びざらしめんと欲する、是なり。豪傑君の旨趣を約言すれば、歐洲諸国方に兵争を事として一旦破裂するときは、其禍は延びて垂細垂に及ばんとす。故に小弱の邦たる者は、是時に於て大英断を出し、国中の丁壯を挙げ、甲を捲き兵を荷ふて他の一大邦を攻伐して、新に博大の版図を開く可し。即ち未だ此英断を出すこと能はずして、専ら内治を脩明せんと欲するも、必ず改革の業を妨阻する亦旧元素を除かざる可らずして、外征の計終に已む可らず、是なり。紳士君の論は醇乎として正なる者なり。豪傑君の論は瑰然として奇なる者なり。紳士君の論は釀酒なり、人をして目暈し、頭眩せしむ。豪傑君の論は劇薬なり、人をして胃裂け、腸敗れしむ。余老たり、二君の論は、余が鼠萎せる脳髓の能く咀嚼消化する所に非ず。二君其れ各々努力し、時を俟ちて之を嘗試せよ。僕將に之を傍觀せんとす…豪傑の客曰く、先生の論は吾輩兩人の言に於て一も採用せらるゝこと無し。請ふ邦家将来の経綸に於て先生の所見を述べ

て之を教へよ。南海先生乃ち曰く、亦唯立憲の制を設け、上は皇上の尊榮を張り、下は万民の福祉を増し、上下両議院を置き、上院議員は貴族を以て之に充て、世々相承けしめ、下院議員は選挙法を用ひて之を取る、是のみ。若夫れ詳細の規条は欧米諸国現行の憲法に就て其採る可きを取らんのみ。是は則ち一時談論の逮に言ひ尽す所に非ざるなり。外交の旨趣に至りては、務て好和を主とし、国体を毀損するに至らざるよりは、決て威を張り武を宣ぶることを為すこと無く、言論出版諸種の規条は漸次に之を寛にし、教育の務、工商の業は漸次に之を張る等なり」<sup>5)</sup>

結論は「南海先生誤魔化せり」となっている。南海先生自体も完成された人格ではなく「吾儕一書生の如き」と語っている。洋学紳士、豪傑、南海先生が誰をモデルとしたのかに関して諸説はあるが、いずれも兆民の分身であり、自由党、玄洋社（三人の代表）など当時の在野民権派の人物をイメージして書いたと考えるのが至当である。同書は歴史的・現実的条件の中での妥協的書物であり、軍閥官僚派批判は同書にあるが、国体と憲法への批判はない。

その後の兆民は国民党の創立に関わり、豪傑君的な対外観を持つようになる。さらに兆民は、帝政ロシアとの戦争を目的とする国民同盟会に参加し、秋水らの社会主義にも支持する。

秋水は兆民の対外観について次のように述べた。「伊藤内閣立つや、自由党又提携に托して其奴僕たらんとするの状あり、先生憤慨措く能はず、再び起て政界掃清の事に任ぜんとし、数名の同志を率ゐて、国民党を組織し、雑誌百零一を発行して、以て在野党聯合の急を説き、藩閥の討滅すべきを唱ふ、而も其金銭に乏しきが故に、自由の運動を為すこと能はず、数月ならずして潰散せり、時に明治三十一年なりき。爾來先生貧益々甚し、明治三十三年秋、毎夕新聞の乞に応じて、其主筆となり、僅に米鹽を支ふ、次で国民同盟會成るや、進んで之に投じ、奔走頗る力む。先生の国民同盟會に入れるは、其志實に伊藤博文の率ゆる所の政友會を打破して、我政界の一大革新を成すに在りき、予當時問ふて曰く、国民同盟會は蓋し露國を討伐するを目的となす者、所謂帝國主義の団体也、先生の之に與する、自由平等の大義に戻る所なき乎と、先生笑つて曰く、露國と戦はんと欲す、勝てば即ち大陸に雄張して、以て東洋の平和を支持

すべし、敗るれば即ち朝野困迫して國民初めて其迷夢より醒む可し、能く此機に乗れば、以して藩閥を勦滅し内政を革新することを得ん、亦可ならずやと。後予は屢々同會の爲す有るに足らざるを言ふも、先生敢て聴かざりき、蓋し先生久しく髀肉の生ずるに堪へず、直情一往又成敗を論ずるに違なかりし也<sup>6)</sup>

秋水は、国民同盟会が帝国主義の団体であり、これは兆民の自由平等の大義に反するのではないかと聞くと兆民は大要以下のように答えた。日本はロシアとの戦いに勝てば大陸に進出して東洋の平和を維持できるが、破れば日本は困窮して国民は初めて夢からさめるだろう。この機会に乗ずれば藩閥政府を打破して内政を改革することができる、と述べた。以上にみる兆民の主張は、かつて征韓論以降民権派が主張した主戦論、国権論と同様、内外の政治戦略を見据えた外交論であった。

#### 注)

1) 『自由新聞』「論外交」1882年(明治15年)8月

2) たとえば松永昌三氏は以下のように述べている。「幕末以来の欧米列強の強圧と不平等条約の支配下にあつて、民族の独立の念願に燃えていた彼らの心中に、国家相互の平等意識と弱小国に対する深甚な共感が湧きたつていたのである。国内専制化を招来する軍国主義政策に徹頭徹尾反対して、平和外交を推進し、しかも内に民権を伸張し富国の実をあげるため、独自の道を構想し歩むことここに、彼らは格別の意義を見出していたのである。欧米列強と同様の道を歩むことは、我が身の苦悩を払いのければ善しとする独善者の思考で、彼らの採るところでなかった。」松永昌三『中江兆民』柏書房 1967年4月 122頁

岡義武氏は、明治12~14年における民権派の見解を考察し「自由民権派の諸新聞は、当時の我が国をもって弱き小さき国家である、とみていたのである。」また「我が国の前途をいかに深く危惧しつつあつたかをほぼ推測する」そして「当時の自由民権運動が大体において極めて濃厚な国家主義的色彩を帯びており、その自由民権論が冒頭に述べたごとく多くの場合国家主義を重要な論拠として、主張された事情の一斑を理解しようとするのである。」と述べている。「明治初期の自由民権論者の眼に映じたる当時の国際情勢」『政治及政治史研究』1935年(昭和10年)11月 後に『民権論からナショナリズムへ』明治史研究叢書IV 1957年(昭和32年)1月 80~82頁

3) 『東雲新聞』1888年(明治21年)8月26.28日

4) 中江兆民『三酔人経綸問答』(『近代日本思想体系 中江兆民集』)1974年(昭和

49年) 11月 41頁

5) 同上書 45頁

6) 幸徳秋水『兆民先生』(『幸徳秋水全集第八巻』) 1972年(昭和47年) 6月 52頁

## 8. 馬場辰猪の対外観

馬場は高知県に生まれ、板垣の推薦によってイギリスに留学した開明派知識人である。福沢の塾で学び、明治10年代には自由党に参画して旺盛な演説活動を行った。馬場は明治21年フィラデルフィアで客死した。馬場の死後、フィラデルフィアの恩師が馬場を評して、海外で民主主義を学んだ日本の知識人は日本に帰国すると熱心なナショナリストになるが馬場もそうであったと述べた。馬場は日清戦争期を経験していないが、明治10年代の演説には、海外から見た東洋の政局が論じられている。そこは鋭い視点が見られるが同時に日本を東洋の中の西洋化せんとする外交論が展開されている。

馬場は「外交論」において、「世界万国ノ交際ハ之ヲ大別シテ二ト為スコシ、則チ欧州ノ交際東洋ノ交際はナリ、而シテ又更ニ欧州ノ交際ヲ小別シテ三ト為ス、曰ク野蛮ノ交際(第一)、曰ク政府ト政府ノ交際(第二)、曰ク人民ト人民トノ交際(第三)、則チ是ナリ」<sup>1)</sup>と述べ西洋の外交は野蛮な侵略を含む事が東洋と異なることを指摘している。この時期の馬場の脳裏には東洋も侵略的な外交が生じる余地は予測していなかった。

馬場辰猪は進化論を知り発展的歴史観を持っていた。『天賦人權論』において、進化論を社会進歩に比している。「我邦現時人民ノ智識ハ未ダ以テ欧州中古ノ人民智識ニ達セザル者ナリ、著者ノ如キハ大ニ此進化主義ヲ主張スル者ニシテ」<sup>2)</sup>と述べた。さらに馬場辰猪は、甲申事変によって朝鮮問題が社会的な議論となった明治18年『朝野新聞』に「東洋の気運の説」なる以下のような社説を執筆した。<sup>3)</sup>

「東洋の気運の説：駸々日に進む歐洲諸国に対して拮抗を為す能はざるは誠に当然なり、此の衰微せる亜細亜中に立ち奮ひて歐洲諸強国に対し充分なる競

争を試み東洋の衰運を挽回す可き者は夫れ止だ我が日本帝国あるのみ、見よ我日本は自ら西洋諸強国の侵入を防禦せざるべからざるのみならず又他国を救援するの義務あり、今日印度人民は曰はむ日本は東洋中の独立国なり我邦の英国の支配下に立ち其圧制に苦むを知らながら何が故に之を袖手傍観するやと、朝鮮人民は曰はむ我国を開きし者は日本なり然らば永遠に我国を助くるものも亦日本ならざるべからずと、日本の人民は此際に当り果して能く西洋諸国と相拮抗し東洋の衰運を挽回せむとするか」

馬場は東洋に侵略する欧洲諸国に対してこれに対抗、競争できる国は日本帝国だけであり、日本は進んで東洋の衰退を阻止し、西洋諸強国の侵入を防ぎアジア諸国を救済する義務があると述べた。

馬場は続けて日清間の朝鮮をめぐる対立にふれた「吾輩は是れより議論を進め東洋の気運に最も重大の関係を有する日清の關係に論及せむとす…蓋し近代日清の間に生出せし事件にして其關係の尤なるものを挙げば則ち二あり、曰く台湾の事件なり曰く朝鮮の事件なり、吾輩は是れより此の二事件に付き除々論出する所あらむとす、夫れ客歳の末に当り俄然として朝鮮事件の起るや其の影響は延て日清間の關係となり紛緑結で今猶決せず、世人は皆曰く今回の事件は平和に局を結び決して理否を兵馬の間に決するが如きことあらざるなりと…夫れ我政府の清国に対して取る所の政略は必ず平和に在らずして戦争に在るが如し、故に今回の事件にして仮令ひ我が政府は充分に平和の主義を取らるゝも支那政府は容易に之を信用せざる可し、何ぞだらふの一言を以て其結局を臆断するを得むや、仮令ひ今回の談判は幸にして平和に局を結ぶに至るも吾輩は信ず後來日清間に再び紛紜を生じ到底両国間に交際の親睦を得て和煦駘蕩の日を見る可からざるなりと、何を以てか之れを言ふ、夫れ我日本は西洋の文物を輸入し日に其の文明を進むるも支那は因循固陋にして時勢と共に変ずるを知らず、只に時勢と共に変ずるを知らざるのみならず一の支那主義なる者ありて常に我日本文明の進路を妨害し互に相衝突するの有様あり、夫れ斯の如し、何ぞ能く平和を永遠に維持するを得むや、嗚呼日清の間は妖雲常に鬱々たり、恰も朝鮮の独立党と事大党とが相軋して已まざるが如し、支那国に支那主義の存在する以上は日清両国の間に殺氣の消滅を見る可からざるなり」

馬場は、朝鮮に二派が対立し、支那に非西洋化論がある以上は日清両国の戦争は不可避という見方をした。「日本は西洋の新主義を輸入し凡て文明国の風習に模倣せむとするに支那は毫も之れに感化する能はず守旧は是事とし日清両国の主義は氷炭相容れず苟も一步を誤れば互に衝突せむとするの傾向ありしを以てなり、夫れ此の如し、然らば我日本の困難なる豈深く憂慮せざる可けむや、諸君よ我日本は一方には東洋の衰運を挽回して西洋諸強国の侵略に抵抗せざる可らざるの任を負担し又一方に於ては新旧二主義の軋轢より生ずる弊害を矯正せざる可らざるの責任を有するあるに非ずや、我邦の前途亦困難なりと云ふ可し」

さらに進んで馬場は、イデオロギー的に脱亜しない支那と朝鮮は武力をもってこれを支配し国家を改良しなければならないという考えを示した。これは馬場の師である福沢の脱亜入欧論と同一の思想であった。「支那には彼の孔孟の学派ありて二千余年の久しき人民の脳裏に浸染するものあるに於てをや、故に漸次に之れが改良を為さむとせば少くも二三百年の後を期せざる可からざるなり、然るに今や東洋の気運は危急旦夕に迫り復た此くの如き迂遠の手段を執るに違あらざるなり、滋に二百年若くは三百年の後を期す可しと云はば其の間に英、仏、独、魯、米等の吞噬蒙り東洋諸国は全く其領地たるに至る可し、故に其目的を達せむと欲せば武力を以て外面より之れが刺撃を与へ以て其改良を促す可きなり、嗚呼我同胞の人民よ願くは倒れて後ち止むの精神を攪起し以て支那を改良し進で西洋諸強国が侵略の衝に当り東洋の気運を挽回し以て日清の関係を鎮定せよ」<sup>3)</sup>

以上の様に、初期の馬場は東洋の国同士が侵略的な外交が生じる余地は予測していなかったが、壬午甲申事変後の政治状況の中で、日清両国の戦争は不可避という見方をした。そののみか馬場は、西洋文明へと開化せず非近代化の道を歩む東洋諸国は武力をもって改革しなければならないという、以下に述べる恩師福沢の脱亜入欧論の立場を明確にしていた。

注)

- 1) 『嚶鳴雑誌』第26号「外交論」1880年（明治13年）12月25日
- 2) 「天賦人權論」『朝野新聞』1882年（明治15年）11月17日～12月3日
- 3) 『朝野新聞』1885年（明治18年）4月7日～15日

## 9. 福沢諭吉の国権論

福沢は明治初年において民権を論じたが、明治10年代に民権派の民権論が優勢になると『通俗民権論』（明治11年）を著した。福沢は同書の中で地方議会の確立した後において中央政府における民権を論ずるべきであるとして、現状の民権論は通俗的であると批判した。そして民権派の民権論には組みせず、国権論を強調する。福沢はこれ以後、国権を論ぜずして民権を論じてはならないと主張するようになり、この論調は反民権派、民権派双方に強く影響を及ぼした。

その後政府も民権派・反政府派を牽制するためのイデオロギーとして国権論を強調するようになる。民権派は政府の国権論を批判することがあったが、これは政府の戦略を批判したのであり、国権論自体を否定したものではなかった。先に述べたように民権派自体が国権論そのものを土台にしたイデオロギーでもあった。

明治10年代の論壇において国権論のイデオロギーを主導したものは福沢であった。福沢は明治14年に刊行した『時事小言』第4編「国権之事」において国権論に言及した。同書において福沢は西洋諸国が東洋への圧力は急を加へ、日本も油断出来ない。その有様は火災の延焼の様であると述べている。しかし支那・朝鮮がこれに対応できないのは木造家屋の様である。日本が武力によって朝鮮を保護し、誘導し日本の様に文明開化させることは日本の自衛のためである、もしもこれを放任すれば火災の火元を隣家に招いたようなものだ、と述べた。その要点を以下に引用する。

「外国交際の大本は腕力に在りと決定す可きなり。往古は此腕力なるもの真

実に人の腕を用ひしことなれども、人智開明の今日に在では腕に代るに器械を以てし、腕を以て器械を使用し、此器械を以て人を殺すことを発明したり。即ち軍艦銃砲、是なり。国を護るには人を殺すの器械なかる可らず。古人の語に兵は凶器なり戦は不詳なりと云ふと雖ども、此主義に由て兵器を廢し戦を止む可きに非ず」<sup>1)</sup>「富国強兵の法は、誠に此語の順序の如く、先ず国富まして然る後に兵を強くするの策に及ぶ可し苟も富国にして強兵ならざるはなし、富は強の本なりとの言あり」<sup>2)</sup>「支那の儒者も孔孟の道を尊び、日本の儒者も孔孟の書を読み、双方共に其教の源を同しふして、其社会に分布したる結果に於て全く相反するは、偶然に非ずして何ぞや。…改進の用意十分に熟したるものと云ふ可し。既に改進の資に富み、又これに加るに百年前より医師の中に早く洋書を講じて蘭学者流の一派を成し、純粹の西洋説を主唱して改進の媒介を為したるの功も亦少なしとせず。」<sup>3)</sup>「亜細亜東方の保護は我責任なりと覚悟す可きものなり。抑も独立は一国の独立なり、我日本一国の独立を謀て足る可し、他の保護は無用の沙汰なりと云ふ者もあらんと雖ども、實際に於て決して然らず。彼の火事を防ぐ者を見よ。仮令ひ我一家を石室にするも、近隣合壁に木造板屋の粗なるものあるときは、決して安心す可らず。故に火災の防禦を堅固にせんと欲すれば、我家を防ぐに兼て又近隣の為に其豫防を設け、万一の時に応援するは勿論、無事の日に其主人に談じて我家に等しき石室を造らしむること緊要なり。或は時宜に由り強て之を造らしむるも可なり。又或は事情切迫に及ぶときは、無遠慮に其地面を押領して、我手を以て新築するも可なり、蓋し眞実隣家を愛するに非ず、又悪むに非ず、唯自家の類焼を恐るればなり。今西洋の諸国が威勢を以て東洋に迫る其有様は火の蔓延するものに異ならず。然るに東洋諸国殊に我近隣なる支那朝鮮等の遲鈍にして其勢に当ること能はざるは、木造板屋の火に堪へざるものに等し。故に我日本の武力を以て之に応援するは、単に他の為に非ずして自から為にするものと知る可し」<sup>4)</sup>「此国土が西洋人の手に落ちることもあらば、其時の形勢は如何なる可きや。我ためには恰も火災の火元を隣家に招きたるものにして、極度の不詳を云へば日本国の独立も疑なきに非ず。故に本編立論の主義に、我武備を厳にして国権を皇張せんとする其武備は、独り日本一国を守るのみに止まらず、兼て又東洋諸国を保護して、治乱

共に其魁を為さんとするの目的なれば、其目的に従て規模も亦遠大ならざる可らざるなり」<sup>5)</sup>

これ以降、福沢は朝鮮問題に関して直接的に意見を述べるにとどまらず、政治的に深く関与した。後藤象二郎を通じて金玉均らへの工作を行ったことは既に述べたところであるが、一個人としても金・朴らに1万5千円余りの金を貸していた。<sup>6)</sup> 福沢家の明治6年「地租上納帳」によれば、福沢家の屋敷の地所は11856坪、地租7円74銭、明治14年の収入は4210円という大資産家であった<sup>7)</sup>。福沢が金・朴らに肩入れし、朝鮮に進出しようとした思想的背景は福沢の「脱亜入欧」「文明開化」非東洋化思想によるものであった。

福沢が朝鮮問題に関して言論だけでなく積極的に政治的に関与するようになるのは14年の政変と壬午事変後『時事新報』の刊行を行ったことに始まる。福沢が『時事新報』を慶応義塾から刊行した目的は「官民調和、国民一致の実を収め、外に対して国権の皇張を図り、以て日本の独立を維持し、一国の体面を全うせんとする」ためであった。<sup>8)</sup>

福沢は明治10年代後半以降、朝鮮半島・中国の緊迫する政治状況に関して『時事新報』誌上で以下のように盛んに論じるようになる。国同士の関係は修身論とは異なる。東洋の様な文明化せず不完全な社会においては一個人の道徳と一国の道徳とを混雑してはならないと論じ、アジアの悪友（西洋的に文明開化しない朝鮮・中国を指す）を謝絶すると述べた。福沢はフランスのベトナム侵略から始まった清仏戦争に賛成するとして「国交際に於て権利の争は左もある可し。我輩は決して之を咎めず、寧ろ賛成して（清仏戦争による清国への侵略一筆者）只管其の活動を欣慕するものなり、世人或は此事理を知らず、今の不完全なる文明の社会に居ながら、一個人の道徳と一国の道徳とを混雑し、国と国との交際に於いても過ぎて改るを義勇とし、悔悟して謝罪するを正理とし、或は我れに意外の曲を蒙るも、事の曲直は百年の後に定まるなど称し」<sup>9)</sup>

福沢は『時事新報』において「朝鮮人民のために其国の滅亡を賀す」（『時事新報』明治18年8月13日）という侵略的な国権論を展開した。そして日本は支那・朝鮮への外交は隣国だからといって遠慮せず、西洋の様に侵略的になってよい。悪友と仲良くする事は日本も悪名を免られないと以下の様に述べた。

「今日の謀を為すに、我が国は隣国の開明を待て、共に亜細亜を興すの猶予ある可らず、寧ろ其伍を脱して西洋の文明国と進退を共にし、其支那朝鮮に接するの法も隣国なるが故にとて特別の会釈に及ばず、正に西洋人が之に接するの風に從て処分すべきのみ。悪友を親しむ者は共に悪名を免かる可らず。我れは心に於て亜細亜東方の悪友を謝絶するものなり」<sup>10)</sup>

福沢はさらに日清戦争後における福沢は日清戦争に勝利したことを歓喜し、更に進んで支那政府の打倒を呼びかけた。「支那の今日の（明治30年前後・筆者）有様を見るに、何としても満清政府をあの儘に存して置いて、支那人を文明開化に導くなどと云ふことは、コリヤ真実無益な話だ。話は扱置き老大政府を根絶やしにして仕舞って、ソレから組立てたらば人心こゝに一変することもあらう。政府に如何なるエライ人物が出やうとも、百の李鴻章が出て来たって何も出来はしない。其人心を新たにして国を文明にしようとならば、何は兎もあれ、試に中央政府を潰す外に妙薬はなからう。之を潰して果して日本の王政維新のやうに皆く参るか参らぬか屹と請合は難けれども、一国独立の為めとあれば試みにも政府を倒すに会釈はあるまい」<sup>11)</sup>

注)

- 1) 福沢諭吉「時事小言」『福沢諭吉全集第5巻』1959年（昭和34年）8月 岩波書店 167頁～168頁
- 2) 同上書176頁
- 3) 同上書186頁
- 4) 同上書186頁 187頁
- 5) 同上書187頁
- 6) 石河幹明『福沢諭吉伝第3巻』1932年4月 430頁
- 7) 『福沢諭吉全集第21巻』「地租上納帳」「総勘定」4頁
- 8) 石河同上書 276頁
- 9) 『時事新報』1885年（明治18年）3月9日
- 10) 『時事新報』1885年（明治18年）3月16日
- 11) 『福翁自伝』角川文庫 244頁

## 10. 玄洋社の対外観

玄洋社は朝鮮半島・中国に最も近い政治結社として東アジア外交問題を重視した。玄洋社は「明治7年台湾出兵は国費浪費で何らの成果がない」<sup>1)</sup>と政府の弱腰の対外政策を批判した。

大正期に書かれた『玄洋社史』には玄洋社の外交に対する基本姿勢が述べられている。玄洋社は朝鮮に対して、多くの国学者と同様に「朝鮮は応神天皇期から日本に帰属する」ものであり、「豊臣氏は旧権を回復した」ものであるという見方をし、朝鮮と対等な交際を修め、支那の下にたつのは「国体を汚すもので」あり、「歴朝皇霊の震怒を恐れざらんや」と最も明確な植民論・国権論を展開した。さらに北方領土に関しても「千島樺太交換条約は国恥」であり、「外交失策の挽回」をはかる必要があると主張した。<sup>2)</sup>

またその政治手法においても常に強硬論を貫き、西南戦争後も武力クーデターを土佐派と組んで敢行しようとした。戦後恩赦で出獄した玄洋社幹部、頭山は板垣に会見するために高知立志社に赴き「先生挙兵の企てありと、真か、板垣答えて西郷にして、既に兵に敗る、吾兵を動かすの意なしと、頭山又曰く既に大久保斃る、此の機正に乗じて君側の奸を一掃すべきの秋なり、先生真に兵を動かすあれば我又之に加はらんと、板垣挙兵の到底政府転覆に可ならざる所以を説き、且つ大いに民権拡張す可きを論じ有司専制の害を述べ、聖皇為に庶民の怨府たらんとするものを説き、立憲政体民選議院の利を語る。頭山等大いに感ず」<sup>3)</sup>として、土佐民権派とも板垣を通じて良好な関係を保っていた。玄洋社の対外観は幹部の交代によって変化したが、同時に日本を取り巻く外交関係の変化によるところも大きかった。

玄洋社のルーツは士族反乱によって政府転覆を図らんとする政治集団であり、彼らは萩の乱、秋月の乱、西南戦争に九州派として参加した。恩赦後も政治活動を行い、あるときは反政府活動、またあるときは反自由党派として選挙干渉を行った。

玄洋社の人脈は、筑前の才子派と豪傑派にあるといわれ、玄洋社三傑として

箱田六輔，平岡浩太郎，頭山満の各代表の名がある。これら3人の幹部の対外観について『玄洋社史』は次のように評した。箱田は「民権論を以て終始一貫する」<sup>4)</sup> 政治家であり，平岡は「民権伸張を云ふと共に国権拡張を論ずる」人であり，頭山は「国権伸張を以て其の大要領とする人」であった。

『玄洋社史』には「板垣退助をして『西南箱田あり安んじて可なり』と其の民権論者としての箱田の声望を伺ふに足る」<sup>5)</sup> と記されている。しかし，箱田は明治21年39才の若さで病死し，ついで代表となった平岡は戊辰戦争の官軍であり，民権を主張して9年福岡戸長となった人物であるが10年西南戦争で福岡拳兵に加わり，戦後1年間宮崎で獄中生活を行った後11年放免され玄洋社に加わった。頭山は西南戦争後山口の獄中にあり出獄後，箱田，平岡とともに向陽社を興したが，最も長命で玄洋社に強い影響を持ち続けた頭山こそ玄洋社を代表する人物であった。河野広中は「日本一怪物傳の主人公は謂ふまでもなく頭山満君である」<sup>6)</sup> と述べた。「頭山は実に明治，大正に於ける怪傑なり」<sup>7)</sup> 頭山は炭坑経営により財をなし，「頭山は実に日本浪人の棟梁たり」<sup>8)</sup> とまで言われた。

『玄洋社史』には「日清戦争は国民の思想に一転化を促し，小日本主義は大日本主義に变じ，民権思想は国権思想に移らんとするに至れり」<sup>9)</sup> とあるが玄洋社が小日本主義から帝国主義的主張を鮮明にせるのはそれ以前からであり，幹部の交代が大きな要因であったと『玄洋社史』には記されている。

「彼（箱田六輔）の死は（明治21年1月），遂に玄洋社の活動上に一変化を来たらしめたり，彼の死後玄洋社は民権論より移りて国権論者となり，議会開会に際しては更に旗幟を鮮明にして吏党と提携するに至り，第二回総選挙に当たりては選挙干渉の先鋒となり，福岡県下に流血の惨事を呈せしむるに至れり，嗚呼箱田の死夫れ只に玄洋社の悲愁のみならんや。玄洋社が其憲則に則り，皇室を敬載し，本国を愛重すると共に，人民の権利固守を標榜して民権拡張の為に奔走し，或は国会開設運動に活躍したる，其の熱烈の意気は，当時天下の志士をして敬服せしめ又我福岡県をして高知，岡山両県と鼎立して憲政発祥の地たる誇りを贏ち得たらしめたりき，然るに，進藤喜平太，玄洋社長と為るに及び，時勢の推移と国家の大事とは，民権論者として，最も名譽ある玄洋社の根

本主義を変ぜざるの已むなきに至れり、若し夫れ当時箱崎生存せば、玄洋社の国権論約変は或はその拒む所となり、領袖の議相容れず為に軋轢分離なからずとせず、そも国家の大事とは何ぞや<sup>1)</sup>

玄洋社の対外観が小日本主義から大日本主義へ変化した背景には時の政治状況、すなわち、不平等条約締結と対外消極外交の時期から、壬午・甲申事変によるナショナリズム・大国主義の興隆と玄洋社幹部の交代という事情があった。また民権派へのスタンスも、士族反乱への参画、民権派としての活動と板垣派との同盟、選挙干渉の実行部隊としての活動へと変貌し、後に、大アジア主義団体となった。そのことを外部から見れば「揺れ」と評される事があったが、玄洋社こそ息が長い日本の数少ない民間政治結社として、民間世論に敏感に対応した団体であり、その点では世論に忠実な「揺れ」であったと言えよう。

『玄洋社史』には朝鮮併合について「嗚呼明治四十三年八月二十二日は日韓両国に何ぞ幸多き日なりしぞや・日清戦争は第一期の国土膨張にして日露戦争は第二期の国土膨張たり、夫れ朝鮮併合に至りては、国土の膨張と謂はんよりは寧ろ第一期新日本の建国を以て言の当たれるものにあらずや、以て列強に對す可く、宇内に覇を称するの基とす可し、夫れ第二期、第三期の新日本建設の期は果たして何の日ぞや<sup>1)</sup>」と述べているが、頭山自身が孫文と親交を持ち、援助を行った。孫文と頭山は明治30年前後から親交を持ち、孫文は広東で蜂起失敗後横濱に逃れ、亡命すると頭山が庇護した。孫文その他の中国辛亥革命の活動家は頭山、板垣ら日本の野党的政治家と一貫して関係を保ってきた。孫文の思想の中に大アジア主義があり、それは頭山らの思想と通じるものがあった。それは、あくまでその文明思想と西洋に対するアジアの自立という限りではあるが。

玄洋社社員で大陸に渡り孫文等と行動を共にし、孫文死後も中国革命に参加した玄洋社社員が多数存在した。萱野長知の調べでは、大正13年、日本のシナ革命支援組織は少なくとも300人存在したと述べた。<sup>1)</sup>

注)

1) 『玄洋社々史』1917年(大正6年)7月 同編纂会 葦書房 203頁

- 2) 同上書 203頁
- 3) 同上書 207頁
- 4) 同上書 607頁
- 5) 同上書 609頁
- 6) 同上書 631頁
- 7) 同上書 637頁
- 8) 同上書 642頁
- 9) 同上書 506頁
- 10) 同上書 406頁～408頁
- 11) 同上書 560頁, 561頁
- 12) 『月刊高知』1947年(昭和22年)1月 久保田文次編『萱野長知・孫文関係資料集』高知市民図書館 所収 7頁～8頁

## 11. 幸徳秋水の対外観

兆民の弟子幸徳秋水の対外観を最もよく表している著作は、『二十世紀の怪物帝国主義』と先に引用した『兆民先生』である。秋水は次のように述べる「帝国主義は所謂愛國心を縦糸となし、所謂軍国主義を横糸となして、以て織り成せるの政策に非ずや。少なくとも愛國心と軍国主義は列国現時の帝国主義が通有の条件たるに非ずや」<sup>1)</sup>

また兆民の政治姿勢と対外観についても以下のように疑問を呈している。「國民同盟會は蓋し露國を討伐するを目的となす者、所謂帝國主義の団体也、先生の之に與する、自由平等の大義に戻る所なき乎」<sup>2)</sup>

秋水は、大学を郷里へ誘致したり、鉄道の誘致、大臣を郷土から選出するという願望もゆがんだ愛國心と同じであり、他郷の憎悪と故郷への望郷心は表裏一体であると考えた。これらを秋水は「迷信的愛國心」とした。愛國心は自分を愛するが反面で他人を憎む思想が根底にある。同郷人を愛することは他郷を憎むことにつながり、洋人夷狄を憎む事につながる。愛さねばならぬ者のために憎まねばならぬ者を討伐することとなる。これを秋水は愛國心と定義した。そして「愛國心は哀れむべき迷信」であり「専制政治家が自己の名誉と野心を達

成するための道具と手段」と述べたことは、この時代の精神としては卓越した存在であった。

幸徳秋水は帝国主義経済について「帝国主義者の経済は蛮人的経済也、帖木児的経済也、不正也、非義也、非文明的也、非科学的也」「我が日本に至っては其の建設せる帝國を豈能く一日だに維持することを得んや。而も漫りに多数の軍艦と戦艦とを擁して呼んで曰く、帝国主義なる哉と。我が日本帝国主義の愚や、真に及ぶ可からず」<sup>3)</sup>と述べてこれを批判した。

秋水のような卓越した対外観を持った人物に内村鑑三がいた。内村鑑三は『萬朝報』において「満州問題を解決せんとするに当たって我らの先ず第一に決定め置くべき問題は『如何するのが満州並びに満州人のために最も利益である乎』是である。…斯う言うたならば我が国の自称愛国者は言うであろう、今日は各国生存競争の時代であるから、我等は決して他国の利益を考うるに及ばない、我等は先ず第一に我が国の利益を考えて然る後に我等の凡ての方針を定むべきであると、然しながら是は愛国者の言であるようで実は盲者の言である。国は到底剣や政略を以て取ることの出来るものでないことは世界歴史の充分に証明する所である、其の国を愛する者が終には其の国の主人公となるのである、最も多く満州を愛する者が終には満州の持ち主となるのである」<sup>4)</sup>と述べた。

しかし、このような卓越した対外観を持った思想家はまれであった。吉野作造は大正期において「国際民主主義」を唱えたが、明治期には日本の経済的発展の為に「満州」をはじめとする大陸に「武力を以て他国を排斥するの外なき也」<sup>5)</sup>と述べるようなナショナリスト的主張をしてはばからなかった。秋水らの主張はこの時代には突出したあくまで例外的な対外観であり、従って彼らこそ「自由民権運動の伝統を引き継ぐもの」という評価は必ずしも適当ではない。

#### 注)

- 1) 幸徳秋水『二十世紀の怪物帝国主義』幸徳秋水全集 第2集 117頁
- 2) 幸徳秋水『兆民先生』『幸徳秋水全集第八巻』1972年（昭和47年）6月 52頁

3) 幸徳秋水『二十世紀の怪物帝国主義』62頁

4) 『萬朝報』1903年(明治36年)8月25日

5) 「支那は各国の競うて着目する処なるが故に、ここに市場を求めんとせば他国と競争するの覚悟なかるべからず。而して、工業に於いて卓越せざる国が、自由貿易市場を採るを得ずして関税の障壁に依りて外国品の競争を杜絶するが如く、工業上劣等なる国が支那の如き各国の等しく着目する土地に市場を求めんとせば、ぜび外国の競争をその土地より排斥せざるべからざる必要あるなり。則ちいわゆる勢力範囲を画し、武力を以て他国を排斥するの外なき也。…思うに満州の地は、現在に於いて我が国商工業の大なる市場にして、又将来に於いて測るべからざる好望の市場たること言うを待たず。もしこの方面に於いて得意を失わん乎、我が国の商工業の大半は独り進歩を停止せらるるのみならず、又非常なる悲境に陥らざるを得ず。…露国ひとたび満州を経略せんか、彼は更に朝鮮を経略すべきこと火を見るよりも明らか也。これとうてい我が国の堪うる所に非ず。吾人は、朝鮮の独立を保全し以て帝國の自在を安全にせんがためには、露国の満州に於ける勢力を挫かざるべからず。我が国の商工業の自在のために、満州に於ける露の勢力を破らざるべからざるなり。」『新人』1904年(明治37年)3月

「私の此の題を掲げて申し上げんとする要点は、十九世紀の帝国主義の時代から、今や講和会議を経て新しい国際民主主義の時代に移ると言うことを、歴史的に殊に極く最近の歴史に依って不完全ながら証明致したいと思うのであります。所が又此の国際民主主義と言う文字にも誤解がある。国際民主主義という文字によって私の言表わさんとする所はデモクラシー——デモクラシーの精神が此の国際間にも或いは国と国との関係にも及ぶと言う意味なのであります」「少なくとも日支両国の親善ならざる可からざるは今更言ふを待たない。此際相背くは個人の交際に於て忌むべきが如く、殊に外勢の圧迫を共同の憂とする東洋諸国間においては、最も慎むべく又最も恐るべきことに属する。」日本の支援と提携がなければ支那の自由独立は実現できない。日支親善が支那と日本の経済にとって必要である。「対支外交根本策決定にかんする日本政客の昏迷」『中央公論』1916年(大正5年)3月

130頁

## 結

本稿は自由民権派の対外観に関して特に国権論とアジア観を中心に検討してきた。民権派にとって国権論は前提であり目標であった。国権の確立は消極的には日本の独立、即ち不平等条約解消が目標であり、さらに進んでアジアに対

して日本の国権を拡張させることを目的とした。日本の自由民権運動における目標は民権・自由だけでなく、民権・自由と並んで国権も自由民権運動の政治目的であったと言うべきである。しかし日本の自由民権運動の国権論は、外交失策の挽回という政府批判を含んでいた。これは不平等条約を解消して日本の通商的・経済的・外交的独立をはかるだけではなく、西洋と肩を並べる強国を目指す事、“隣国への侵略の自由”が含まれていた。自国の実質的な独立のみならず、自国の国権の貫徹、これが日本の国権論の内容であった。

民権派にとって民権のイデオロギーを移入した意図は征韓論争すなわち国権論を巡る権力闘争に敗れた板垣が民権論をイデオロギー的武器として反政府闘争を合法的に行おうとしたことにある。

政府中枢の政治家の場合、内政優先か積極外交かに関する彼らの間での統一は早かった。内政重視の主張をした勢力（木戸派）も江華島事件以後対外侵略論を支持し、政府内の統一をみた。明治10年代には征韓論派と反征韓論派の政策的差異ならびに、彼らの民権派に対する論争点は壬午事変前からすでにないに等しかった。政府は、壬午・甲申事変以後民権派の民権論を牽制するために、国権を民権に優先せよとして民権派を攻撃した戦略が成功した。これは民間における福沢らの思想的支援にもよるところが大きかった。反民権派による官民一体となった国権か民権かという土俵のすりかえによって、民権派の矛盾と混迷は拡大して民権派のイデオロギー的優位性は失われた。その結果、国内世論が戦時一色下における民権論と国権論の論争は民権派のイデオロギーを破綻させた。その苦悶を兆民の著作や玄洋社の幹部交代とその路線転換にみる事が出来る。

壬午・甲申事変までの井上毅や中江兆民ら日本を代表する知識人の対外観は大国主義的侵略論をとらず小国家主義を採った。しかし、彼らの主張も壬午・甲申事変後はナショナリズム・侵略論的国権論に転換する。大同団結運動から帝国議会開設期にいたるまでの時期は日本における国体護持とナショナリズムが確立する過渡期であり、これ以降国権論と民権論の対立も福沢が意図した方向で決着した。